

平成20年6月18日（水曜日）
（会議第3日目）

応招議員

1番	村越比佐夫	2番	山下伊都子	3番	宮地葉子
4番	田辺守	5番	西村将伸	6番	坂本あや
7番	矢野昭三	8番	浜田純一	9番	畦地一弘
10番	森治史	11番		12番	西村策雄
13番	前田寿郎	14番	小松孝年	15番	下村勝幸
16番	竹下芙佐雄	17番	大西章一	18番	明神照男
19番	山本久夫	20番	小永正裕		

議事日程第3号

平成20年6月18日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

不応招議員

11番 門田仁和子

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	下村正直	本庁副町長	澳本造
佐賀副町長	山本牧夫	本庁総務課長	植田壮
佐賀総務課長	藤本岩義	税務課長	松本輝雄
住民課長	米津芳喜	大方健康福祉課長	谷口明男
佐賀健康福祉課長	大塚一福	産業振興課長	松田二
海洋農林課長	矢野健康	大方まちづくり課長	松田博和
佐賀まちづくり課長	中島一郎	会計管理者	野並純
教育委員長	生駒進	教育長	松並勝
大方教育次長	坂本勝		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利 書記 宮地愛

議 事 の 経 過

平成 20 年 6 月 18 日

9 時 00 分 開会

議長（小永正裕君）

ただ今から本日の会議を開きます。

これから諸般の報告をします。

門田仁和子さんから欠席の届け出が提出されましたので、報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（下村正直君）

皆さん、おはようございます。

一般質問 2 日目ですが、今日もよろしくお願いを致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終わります。

日程第 1、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

明神照男君。

18 番（明神照男君）

おはようございます。

議長より発言を許されたもので、3 問について町長、副町長に質問を致します。

まあ 5 月に入りまして、ミャンマーにサイクロン、それから中国四川省の地震とっておったら、まあよそのことよとぐらいに思っておったら、宮城、岩手で地震が発生して、20 人前後と申しますか犠牲者が出たわけですが、各災害の被災者、犠牲者にはまあお見舞いを申し上げますとともに、私たち明日はわが身と、まあ 30 年以内に 50 パーセントの確率で南海地震が発生する、というような予想もあります。

まあ、私たちは生きるためにと申しますか、いろいろ日常生活、社会活動をやっておりますが、まあそれは天災については全然やってないということではございませんけど、やらないかんやらないかんと思いつて、なかなかその取り組みと申しますか、まあ自分、この間うちの会社の朝礼で、転倒防止を、あれをしちよかないかんという話をして、それで大工さんに電話したら、ちょうど予定がいっぱいということでそのままになっておりまして、2 週間たつてこの間、ロジャさういう言うけどなかなか実際のあれは、まあそのうちそのうちぐらいでいうような話をしたことでした。まあそれが天災に対する問題。そして、もう 1 つは人災と申しますか、まあ、夕張じゃないですが地方自治体の財政破たん、そういうことに、どればあ自分ら防ぐためにと申しますか、そういう問題を起こしたらいいかんことで、いう考えで取り組んでおるろうかというようなことを思うわけでございます。

まあそういうことでまず第 1 点、町長に質問致しますが、先日、西村議員の質問のときに、まあ町長がまあ自分の耳に入ってきたがは、また怒られるかもしれないが、一自治体がどうこう言える問題ではない、という

まあ町長発言がありました。大体、私の質問はすべてが大体、一自治体では取り組むことは難しい質問でございますが、けんど自分思うたがです。それからいろいろ見たり聞いたりというか、それから私たち個人にも、やらんもんにはできん、やればできるがです。まあ自分はそういうような考え方をしておるもので、ほんで町長には面白い質問も結果として多なっておると思うがです。

この第 1 問のまあ食糧主権と申しますか、まあ最近になって、その食糧の後に主権という言葉が使われるようになってきたように思います。まあ私が言うまでもございせんが、世界の食糧輸出国が輸出を規制、もしくは輸出の禁止というような国が出てきております。まあ国内にはまあ工業製品と申しますか、それを輸出して外貨を稼いで、そのお金で、何ちゃあ食べるもん買うたらええわという考えいか、お考えのまあ偉い人と申しますか、官僚から財界、まあ政治家の中にもおるし、それからまあ有識者と申しますか、その経済や産業のさういう論理と申しますか、それは私は分からんがですが、ただ分かっていることは向こうが売らん言うたら買えん、お金が何ぼあつても売らん言うたら買えん、いう単純なことは分かっております。

まあ、ここへ来て問題になっておる石油にしても、売らん言わんでも 1 バレルが 150 ドルから 200 ドル、まあもう 150 ドルが目の前とかいいうと、売っちゃう言うても買うことができん。ほんで自分思うがです、ほかの物は、工業製品等は買えなあ買えんで我慢できるさういか。けんど、食糧だけはさういいう訳には自分いかんと思うがです。

さういいうことで、まあこの食糧の問題は、まあ自分が申すまでもなし、この今国際的にも、いろいろ協議されておる地球温暖化防止策と、それからそのためにいう問題と、それから食糧との中でトウモロコシの取り合いが始まって、まあ聞くとところによるとハイチでは食糧危機が元で暴動が起きて、首相が辞任したさういいうニュースもあります。

まあさういいうことで、私は、この食糧の生産さういいう問題については、まあ言うたら田舎、それから一次産業の農業、漁業、まあ畜産業も含めて、それしか生産できんと思ひます。ほんで今までは、金さえ出しやあ何ちゃあ買えた。けんど、もうさういいう時代は自分終わった思うがです。さういいうことで自分は、町長がいつもおっしゃる地場産業、一次産業、育成、活性化さういいうことに対する、本当もうそもないけんど、本当のまあ町長のお考えと、それから、まあ何するかにするさういいうてもすぐ出てくるがが、お金がないさういいうことが出てくるわけですが。まあこれ余談みたいになりますけんど、4 月、5 月ワイワイ言うたガソリンの問題、それでおおかた言ひますかね、1,800 人余りの、まあ市町村の首長さんが、あれ 6 人を除いてさういいうたか、そのガソリン税は復活してもらわないうかんとか何だらいろいろなことあつて、それぞれの立場でそれぞれのお考えやもんで、それはさうとしてまあ結果として、まあガソリン税がまた復活して、そのお金がうちの町へも来るさうなつた思うがです。自分はそのお金を、今言う地場産業の、まあ活性化さういか育成さういか、さういいうものに使う取り組みはできんろうかと。まあこれも、そのガソリン税の問題でもあつたさういいうに、現にもう当初予算で組んじようきになつて、大体、町長から出てくる言葉は想像できんことはいがですけんど、けんど、それこそ初めに言わしてろうたさういいうに、やるかやらんかやと思うがです。

さういいうことで、第 1 点目の 1 回目の質問を終わります。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

明神議員のご質問にお答えを致します。

食糧主権さういいうことで、まあ食糧自給率が 40 パーセントを割つたさういいうことで大変な問題になっておりますが、自治体としてですな、それに対してどのような取り組みをするのか、しないのかさういいうことだと思ひわけ

ですが。

まあ自給率の問題については、大変その、国の問題といえますか、戦後日本経済がこのような形で成長してくる中でですね、だんだんと生活様式が欧米化したというか、そういったことが一つは要因であろうと思います。それから、まあ議員のご質問の中にもありましたように、まあ工業製品を輸出してですね、そのお金でもって、まあ食糧を世界から買うというふうな流れでできたものだというふうに思っております。

まあ、身近なことで考えますと、昭和37年あたりは私自身がちょうど中学生くらいでしょうか、一番米をよく食うというか、そういう年ごろであったと思うんですが、その時代に一人当たりの国民の米の消費がですね118キロ、年間。それが今は、1人61キロということですので、もう半分になっているわけですね、1人の米の食べる量が。それから生産量も1,400トンから900トンですか、これも本当に生産量そのものも減っております。ですからまあ、そのへんのところを考えますと最初に言いましたように、我々はやっぱり自給自足といえますか、国で作ったものを、あるいは地域で作ったものを主食として食べるというふうな食生活というのが求められるんじゃないかなというふうに1つ思っております。

まあ話は大きな話になりましたけども、そんな中で黒潮町としてですね、その自給率の向上といえますか、今申し上げましたように、地域で作ったものを地域で食べるというふうな流れをどのようにして興していくのか、また維持していくのかということになろうかと思えますけども。まあ、非常に個人個人の考え方、生活でありますので、町がですねどうこうというのは非常に難しいですけども、ただまあ、産業の振興という面でもありますね、やはりわざわざ黒潮町内で長野県や徳島で作ったニンジンを食べんならんことはないわけです。まあほかの作物は、こちらではなかなかできぬくいというのもあると思うんですけども、こちらでできるものはですね、やはりこちらで作ったものを食べるというそういう流れを、そういう意味ではまあ最近ですね、ビオスをはじめ、そういった地場産品の直販所等も大変にぎわっておりますので、流れとしてはいい傾向にあるんじゃないかなというふうに思っております。

まあ、議員のご質問に対してお答えになりませんが、町としてもですね、そういった状況を踏まえながら、やはり自給といえますか、するという考え方を基本に、これからいろんな施策を進めていかなければならぬんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

(明神議員より「そのガソリンで、もってくるお金は」との発言あり)

はい、暫定税率の問題は、まあ2兆6,000億というようなお金がですね、まあ国民から徴収するわけですが、それを放棄するというような事態になっておりましたので、まあその関連でですね、我々は非常に財政的に困るということで、おおかたの国民の思いにですね背くような状況もありましたけども、どうしても、はなから2兆6,000億というものがなくなるとですね、各党いろんな意見はありましたが、もうとにかく絶対的な財源がなくなることですので、これはということで、我々ああいう形で維持継続を求めたわけですが、まあ幸い、取りあえずそういうことになりました。

これは今議員がですね、そのお金を産業の振興等に使えればというようなお話でしたけども、まさにそのとおりでして、直接的ではないですけども、我々の地域、非常に道路の問題でですね整備率が低いということで、これが格差の一つの大きな要因になっております。で、産業を振興するにもですね、もう言わずもがなですけども、農産物を、あるいは魚介類等をですね消費地に運ぶのに、やはり道路というものは非常に有利に、高速道路があればですね、鮮度のいいうちに運べるという当たり前のことですけども、そういうふうな意味で、やはりこれから地域間の競争をする上においても、スタートラインにも立ててない我々の地域はですね、せめて道路網の整備によって、そういった条件を整えるというのは必須の課題であるというふうに考えまして、結論

的に言えばですね、産業振興の大いなる部分であるというふうに思っております。

以上です。

議長(小永正裕君)

明神照男君。

18番(明神照男君)

まあ産業振興にまあ活用するとね。はい、分かります。

ただ、自分思うことは、とともに、まあ昨日からの一般質問の中の答弁の中にもあったように思うのですが、自分はこの食糧にかんして、まあ自分がこんなこと言うと、また天につばするみたいな部分はないわけじゃないですけど、まあ自分も40年、50年漁師やってきて、ほんで漁師もまあ釣るばあじやいかんと。そりゃ百姓さんにしても、作るばあじやいかんぜよというがが10年、15年前出てきて、で、自分もそうやねと思うてやらしてもらいました、加工をね。が、自分今思うことは、自分ら百姓さんにしてもなけりやいかんもん作りようがやと、それをね自分ね、今思うことは、なけりやいかんもんにもかかわらず、付加価値を付けないかんとか、それから付加価値を付けて売らないかんとかいうことがね、本当にまあ正しい、間違いいでは言えん問題やろうとは思いますがですけど、今、自分はまあ現実に、加工するとかいうことをやったことが良かつろうかというように自分思うわけです。

ということは、自分こんなことを言うとまた失礼かも分かりませんが、カツオ釣って加工して売らせてもらいようがは自分ら、まあ高知県ではうち1軒です。それからマグロ船では、もう漁業やめましたけど、王子水産1社です。そしたらそういう取り組みを、できざったいかしてなかった方はね、だんだん、まあうちも楽やないです。けど、皆がだんだんだんだん厳しくなってきた。そこでね、自分思うがです、これ10年、うち加工始める前に、あのときはそれがええと思うて、これしかないと思うてやったことやったけど、今思うと、繰り返しますけど、正しかつろうかと。もっと自分ら生産者として、取り組む道があったがやないろうかということ、まあ今思うわけです。そういう考え方をしておるもんで、行政の皆さんが。加工して、付加価値付けて、いうことに今取り組んでいること自分は反対するがやないですけど、それよりもっと取り組まないかんことがあるがやないろうか、いうようにまあ自分思うわけです。まあこれはそれぞれ考えがあるもんで、そうやね言う人もおるろうし、そんなこと言うたちいくもんか言う人も出てくるとは思うがですが。

そういうことで、先ほどまあ町長は、道を良くすることも販売を良くする1つの方法につながってくるとい、まあお考えでした。ほんで今言うように、自分それは否定するがやないですけど、けど、それで構んろうかと思うが。ほんで、まあ自分がこれも言うまでもございせんけど、東京都は交付金もらいよらんけど、食糧自給率1パーセントいう、まあ話もあるわけですね。けんどうちらは、田舎はよ、やろうとしたら食糧の自給率はね自分100パーセントに持っていけると思うがです。まあ町長も先ほど言ったように、わざわざ徳島のニンジンを買って来るとか、まあ県外の、町外のうまいもんを買ってきて食べる。私、そういう時代もあったし、そういうことのできる、それからそれで構んときもあったと思うがですけど、私はもう、そういうあれは終わったように思うております、この食糧の問題についてはね。ほんで自分が言うまでもない、地産地消いう言葉が言われ出した。自分の頭の中には詰めていたら、自分が食べるもんは自分で作っていうとこへ最終的には行くように思うがです。ほんで、にもかかわらず、そういうことをこの地方の自治体、行政が何ちゃやってないいうことじゃないですけど、片方では今言ったように、どんどんどん新しいイオを早う消費者のとこへ、都市のまあ一番大きい消費地、そこへ持って行くことも考えないかんとかいうことも取り組んでおって、自分まあもう1回、これも昔の人の言う言葉じゃないけど、二兎を追うは一兎も得ずみたい

なことが今、自分らの所では起きておるがやないろうかというような、まあ考え方するわけです。

まあそんなことで、自分先の別に道を良くするのをどうかいいうがじゃないですけど、もう一度、そのガソリン税から出てきた税金を、まあ国、県、県から町へ来るそのお金を、まあ町長の言う使い道もそれはそれであると思う。ほんで、それをいかんいうがやないですけど、もっと田舎の一次産業の地場産業が元気になるところへ使うことはできんろうかと、そういうお考えはないろうかということをお聞き致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

再質問にお答えを致します。

暫定税率のまあ問題についてはですね、そのお金がまあ黒潮町にそのまま来るといふ話。まあその部分もありますけども、国の道路行政としてですね使えるお金ということですので、まあそのお金が使い道を私があっちへ回す、こっちへ回すというお話ではないですけども。ただ、どんなお金にしろ予算にしろですね、地域の産業、特に中山間の疲弊した状況にある皆さんの生活に回すということは、これはもう大変重要なことでして、まあそういうことを適正にですねやっていくために、まあ、まず職員にもですね、地域の実情というものを知ってほしい。実際、まあ地域の生活でこんなことが困っておる、われわれ机の上でですねそういったことを認識はしておりますけども、実際にどんな困り方なのか、なぜ困るのか、そういったところをですね現場で見えてきて、聞いて、知ってほしいというようなところから、まあ始めておるつもりですけども。

まあ戦後、ちょっと以前にも申し上げましたが、まず農業の分野で言いますと、今、子どもをですね農業を先鋭的に専業、極めて専業的にやってですね、その収入でもって子どもを育て、また学校にやると、生計を立てていくと、こういう専業農家がおるわけですが、片方ではですね、地域集落でまあ2反、3反くらいの飯米を作るといいますかそういう状況で、これは頭から採算は合わんわけですね。が、農業外の収入をそれに投資してですね、採算が合わないことを承知の上で、そういう農業らしきものを営んでずっときました。そのためにですね、そのおかげで地域集落の一員として、地域集落のいろいろな文化、伝統とかそういったものも残して、こんにちまで頑張って営々とやってこられました。そういう皆さんが、ややもすると限界に達してるんじゃないかなというふうな気が最近はしております。

そういった意味で、そういった地域の農業、営みをですね、何とか行政としてはやはり支援して、維持していかなければならないというふうに思っています。まあ、具体的な使い道、お金の支援の仕方等についてはですね、まあいろんなことをやっておるわけですけども、これから特に留意してやっていきたいというふうに思っております。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18 番（明神照男君）

3 回目の質問致します。

はい、分かりましたが、確かにまあ一次産業は戦後の経済成長の中で採算性も悪いし、どんどんどんどんまあ若いもんも、まあ都市へ行ったと。ほんでその初めにも言わしてもらうように、やっぱり国のまあ偉い人いうか、偉いかまたいか知らんけど、あの人らの中にはそういう考え方で、まあ清算効率とかそういうことと、それからまあ食糧は何ちゃあ、外国から買うたらええということを言う方もおいでる。ほんで自分の頭の中では、もう、けんど売ってくれん言いがやに買えるろかいうように思うがですけど、まあこれは世界は広いきに、中には売っちゃういう国もあるきに、そんなこと言いがかなとも思うがです。

まあそういう中で、繰り返しますけど自分、食糧だけはなけらなあいかん。これはもう人間だけやない、次の環境の問題等でも聞いていただきますけど、地球上の生きもんはすべて、まあ動物は食べるもん、それから植物は、まあ物食う草もあるという話もありますけど、まあ地下と空気中から栄養もろうて生きないかん。その基、ほんでその基が、自分は田舎やと思うがです、これは。東京のど真ん中で、まあ今、前もこれ言うたけど、東京の地下で稲も作りようわけですけど、そのためにはやっぱ、余分なエネルギー使わないかん。田舎では天がまあ与えてくれたいうかね、恵みの中でできるわけですから。まあこれも高知新聞へも出ちよったことですけど、もう現実に北朝鮮、米がまあ殺人的な暴騰とか、値段が、いう問題も出ておるし、これはもう北朝鮮だけではなしに、現実にもう魚が入ってこんなったがらも、もう日本ではよう買えん、日本にはよう買えんような値段が出てきたことで、いうような問題らもまあ出てきておるわけです。

そういうことですから、自分はもうずうっと聞いてもらいようようにこの食糧の生産、それは田舎でしかできん。ほいたら、そのためにはこの地方の自治体、行政がどういう取り組みをせないかんかいうことは、まあもう何回も何回も耳にたこが出来た言われるほどまあ言わしてもらいようわけで。まあそういうことで、町長に質問しても、そうですねいう返事はなかなか返ってこんもんで。ですが、これは今自分らが、まあ自分自身が思うことは、やらないかんこと、普通の考えで考えたらやれんこと、自分らはよう若いときに、何々しよう、何々したらいうようなことを言うと、まあおやじからはじまって年寄りの人が、そりゃええこたあ分かっちゃら言うて、けんど、どうしてやれるえ言うて。自分は今、そのどうしてやれるえ、やれんいうことをやらんと生き残れんときなつたと思う。ほんで、そのまず第一が、自分は食糧問題についてやと思うがです、これは。現実に、先ほども町長もおっしゃったと思いますけど、稲作る、農作物作るいうたち若い人がおらん、ほんでできん。ほいたら、若い人がおらんきできんがや言うて、ほいたらどうやったらその若い人がおるようになるか、そんなことはできんことは分かっちゃよう言う。けんど、そのできんことをね自分は今からやらんといかん。これはまあ民間、自分らも含めて。それから町の地方自治体、取り組みも。そういうところへ自分は来たとと思います。

ほんで、やれんかよやれんかよ言うても、まあ2回聞いてもうんとは言えん、なかなかもらえんきにあれですけど。けんど、これからのこの財政の問題等を考えても、そりゃ町長のおっしゃることも自分、分からんことはないがですけど、分からんことはないがですけど、今そこを自分はね、乗り越えるか乗り越えんかが田舎の生き残る道やと思うがですが、町長はどのようにお考えです。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

再質問にお答えします。

まあ、そういった地域の暮らしをですね、あるいは食糧自給率の向上のための地域での在り方として、直接的な手立てがなかなかないということで、まあいろんなことをやっているところですけども。

一つはやっぱり戦後ですね本当に世の中が、言えば変わってしまいました。今、都会、全国的なことですけど、外食というような言葉があるわけですが、最近は中食というような言葉もありまして、本当に家でご飯を炊いて家でまあ食事をするという機会がですね、国民本当に少なくなっているということで。まあ、また黒潮町においてもですね、昭和40年くらいには第一次産業の就業人口が5,500、5,600とかあったのがですね、今では1,800人くらいというようなことで、それから全国で476万ヘクタールの農地のうちですね38万3ヘクタールですね、まあ8.3パーセントでしたか、ぐらゐの農地が耕作放棄されておる。ですから、もうますます悪い状況になっていつてるわけですね。

その中で、やはり最初にもお答えしましたように、我々地域で取り組めることとしては、やはり地産地消ということが一つあるわけですが、私、農業委員会の会長をしておりましたときに各学校、小学校に行ってますね、地域の農産物でおかずを作って、児童生徒の皆さんと一緒に食べるというようなことをやってきました。それで今、まだ農業委員会の方ではずっと続けてくれております。

まあそういったですね、本当にそのときに私自身も思いました。地域で採れた米を炊いて、地域で採れた野菜でおかずを作って、こんなことがこれほどおいしいのかというふうに、本当につくづく思いました。やはりそういったことをですね普及といいますか、どんどんどんどんそういう取り組みを広めていくということが、まずは必要じゃないかなというふうに思います。まあ、黒潮町で自給率向上のため、あるいは自立のためにどのような取り組みをということですが、いろんな分野があると思いますので、そういったことを柱にですね進めていきたいなというふうに思ってます。

それから1回目の質問の中で、議員が自分の仕事のことでですね、いいのか悪いのかというようなことをおっしゃてましたけども、まあ県の方の1.5次産業という、今度の新知事のものでですね、推奨の取り組みですが、その話をまあ課長あたりと県の、会ったときにですね、取った魚を加工業者に持って行って、加工業者に加工してもらって、それで1.5次だというふうな表現がありましたので、それはおかし^んじゃないですかと。我々、作ったもの取ったもの、そのまま売るといって大きな市場に参入できなかったのを、少しでもそういった大きな市場に参入するということに意義があるわけで、取った者作った者が、自身が加工、半加工をしているところに意味があるわけで、それを業者さんに頼むんだったら、もう取ったものをそのまま売ると同じことじゃないですかというふうなことを話したことありました。そういう点では、議員のずっとやってこられておることとはですね、まさに戦後のその膨大に成長した流通、あるいは消費の分野にですね、取った者自身が参入するという点で間違いじゃない、大いにそれは見習うべきというふうには私は思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番 (明神照男君)

3回質問したもので、2点目のまあ環境の問題に移ります。

けんど町長ね、自分今言わせてもろうたのはね、それがおかしいと自分思い出しちやうがです。なけりやいかんものですきね、食糧は。のうても構んね自分、二次、三次の産品やったらよ、そりゃ機能を要するとか値打ち付けて売るのが仕事やと思う。けんど、人間にとってなけらにやいかん食糧を生産して、そのことでね、その生産者がねその事業を続けていけれん、生活するのが厳しいいうことがね、自分は問題やと思い出したがです。ほんでそこにやっぱり、ええ、悪いでもない、合うちやうとか間違うちやうでもない、これはもう時代の流れやもんで。今、自分はやっぱり生産者が、漁師にしても百姓さんにしても食糧を作ることで、作るだけでね、まあ繰り返しますけんど、事業が続けていける、生活が安定していけるいうね仕組みをね、社会の仕組み、それを自分は今考えざったらね。

ほんで自分、東京でも言わせてもらおうがです。何ちゃああてら漁師と百姓さん構んぜよいうて、田舎は構んぜよいうて。油がのうなっても、田舎やったら自分が食べるばあのもんは何かなるきねいうて言わせてもらうことで、まあ町長が賛同うか賛成してくれた考えも自分はうれしいがですけれど、けんどもう残念なけんどもそれじゃいかんときに自分はなってきた、いうことをまあ聞いていただいたわけです。

それではまあ2点目の環境の問題で、これも毎回毎回同じことですが。

今年5月の12日に2号、ほんで19日に4号の台風がね、このうちの沖通って伊豆の方行った。今もう二

百十日とか二百二十日とかいうことは、もうほとんど聞くことない。ほんで自分の記憶でね、5月にその台風がうちらの方へ来たいいうことを、忘れちようかも分からんがですけんど記憶にないがです。昔、11月に来たことは、まだ若いころにありました。霜月台風、いとまごいやねや思うたことでしたき。

まあそんなことで、本当にいろいろな現象が出ておりますが、山、川というか、陸のことは目に見えるもので皆が関心ある思うがです。ただ、海の中のことは分らん。分らんことはないかも分らんけど、現実に分らん部分が本当に多い。昨日も何か同僚議員の質問にもあって、カツオの問題が出ちよったがやなかったかと思うのですが。自分ね、まあこれも得手勝手なもので議会があるたんびにここへ来るときに、佐賀のあの灘まではねそれほど思わん。けど伊の岬越えてよ、伊田、上川口、浮津の海見たらね、まあこれも自分の言うことは大げさなけどね、漁師として涙が出る。こんな海になっちよる、こんな海でどうしてイオが生きていけるろうか、いうように思うわけです。で、それはイオが生きていけんいうことは、これもまた余談というか言わんでも構んことですけど、人間以外の動物、植物を食糧にして生きていきよるけど、今自分らがやりようことは人間以外の動植物が生きていけんような自然に、海に、山に、川にしよるわけ、と自分思うがです。

まあそういうことで、昨日の新聞へもまあ出ちりました。まあこれ、橋本知事が手掛けたあれでね、県のCO2削減対策を国がモデルにして、カーボンオフセットという制度でやるように進みよるいうあれが出ちったわけです。そういうことで自分、この質問のあれにも書かせてもらうように、うちの町でもやっぱりそういう取り組みを始めんといかんときになったがやないろうか、いうように思うわけです。

まあご存じやろうと思いますけど、その国、県の取り組み、大きいに分けて3項目まあ出ちよるわけですが。それから、きのう、おとついやない、福田さんがその今度のあれに、洞爺湖のサミットにどう取り組むかということの中で、まあ大体悪いことしようがは企業やけど、企業だけやない、やっぱり国民の皆さんもそういう取り組みをしてもらわんといかん、いうようなことを言うております。

そういうことで町として、それこそ初めにも言わしてもらったとこですし、昨日町長が言ったような、そんなことを１つの町でやれることやないと、うちだけやった、ほかのところがそんなことせざったら意味がないと、効果がないというようなことになるかとも思うがですけど、誰かがどこかで何かをせないかんときに自分なってきたと思う。

ほんで自分ね、まあこれもまた私事になるがですけど、うちの会社でも言うがです。おんちゃんはおまんらのこと心配しようがやないぜよ、いうて。おまんらの子どもさん、おんちゃんの孫、その子らがほんまにこれは生きていける環境が残るじゃろうかというて心配しようがで、ほんで、おまんらも子のこと思うたらどうせないかんかと。どうせなこの子どもが、まだ2つ、3つ、7つ、8つ、生きていける地球いうたら大げさになりますけど、この黒潮町の山と川、海が残るろうかということを考えんといかんように思うぜいう話ね、自分さしてもらうがです。

ということで、まあこのあれにも出さしてもろうちょうように、うちの町で、町長そういう取り組みをやるというお考えはございませんか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

2 問目のご質問にお答えを致します。

前議会にも同じようなご質問をいただいて、私、本当に申し訳なかったですけども欠席致しましたので、課長の方から答弁をしたと思います。

まあ、国のですね京都議定書等を受けてですね、まあ地球温暖化対策実行計画というようなものを策定するよう求められているところです。が、まだ県下でも事例も少なくですね、黒潮町としてもそこまで至ってないのが実情ですが、まあ今現在、何年か前からエコオフィス行動計画というのを実行しておりまして、これをですね、その今言う地球温暖化対策推進実行計画にまあグレードアップといいますか、高めていきたいというふうに、基本的には思っております。

それからもう1点、まあ地球的な規模のことですので一自治体がという、まあ私が前にそういうふうな言い方をしたこともあったと思いますが、決してそういうふうに思っているわけではありません。我々も一人ひとりがですね、この温暖化対策というものを本当に具体的にですね、やっていかなければならないときになったということは十分認識しております。それでまあ、とはいえですね、人間というのはどうしても、まあ自分一人がやってもというような、あるいは自分がそんなことしよったら商売にならんとか、いろんな形でですね、なかなか取り組みにくい面があるのも事実です。

まあそんなことで、国の方では今度、まあビジョンとして分野別の対策、あるいは先ほど言いました高知県ですねカーボンオフセットの取り組みをモデルにしてということで、今朝も韓国での取り組みやってみました。韓国では、カーボンでマイレージというような取り組みをしております。イギリスでは、カーボンデモクラシーという各国がですねそういうふうな形で、まあ目的は1つですけどもいろんな取り組みをしておるわけですが。

まあ黒潮町においても、まだ私の頭の中のイメージですけども、どうしてもですね、さっきから言っておりますように、何か数値目標みたいなものがないとですねやった効果が実感できませんし、また励みにもなりません。そういった意味で、今コンピューターのネットの中でですね、1軒の家のCO2の排出の算出というものがですね、例えば自分とこの家は床面積が何平方メートルであると。それから、暖房はどんな暖房を使っておる。ほんで風呂のお湯についてはどんな沸かし方をしておると、いろんな項目があつてですね、それを全部当てはめてチェックしていったらですね、その排出量が数値として出てくる、そういう仕掛けもあります。例えばそういったものでですね個人個人が、まあこの間までは2,470やったけども、それが2,430になったとかいうふうに、こう取り組めるようなですね仕掛けをぜひ作って、それをこう町民に訴えていくというか、そういうふうなことができたかなというふうな思いはしております。

まあ、具体的に特に今ほかには、こういうふうにしますというようなことは持っていないわけですけども、何かそういうふうに、それぞれの皆さんの生活の中でCO2の排出を抑制するような取り組みをしてもらう、また、私自身もする、そういったことをやっていきたいというふうには思っております。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

2回目の質問させていただきます。

大体、まあ今度のこの温暖化の問題にしても国も取り組み出した。けんどね、自分思うがです。今よう、それこそ国土交通省というかね、そのガソリンの問題から始まって、そしたらいろいろな法人、国づくりようつくって、ほんで今、町長おっしゃるように、確かに調査もせないかんと思います。けんどその調査するにはよ、お金が掛かるわけよね。けんど自分思うがです、別に調査するとこないと。スイッチ切ったら電気が消えるがやきよ、それを実行したらええと自分思うがです。まあ確かに、1つのまあ手法として数字を出して、その数字によって、うん、これやったら効果あるねと、それも1つの自分手法やと思うかね、それは否定するがやない。けんどね、数字はどうでもできるがやきね、これは。ほんで自分ね、要はよ、もうその気持ちになって

やらんといかんと思うがです、これは。

ほんでまあ、町長もおっしゃる今の説明も分かりました。そこで、自分もう1つお願いしたいのは、またこれ初めの言葉と同じようになりますけんど、そのことをね町長がやるかやらんか決断だけ、これは。町長がね、まあこれ今、うちら黒潮町の中ではよ、町長がこれやるぞいうて言うたらよ、半分以上の人がそうやねと思うことやったらよ、やれるがやきね。そりや半分以上の人がよ、そりやいかんねということやったら、そりややらんか分からんけんど。で、その基になる部分はよ、町長がやるかやらんかや、の決断やと自分思うがです。

そういうことで、やるかやらんかいう、今言う、うちの町として、その温暖化防止のために取り組むか取り組まんか、そのことをお聞き致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

再質問にお答え致します。

まあちょっと、とらえ方が擦れ違ってるかなというように思います。というのはですね、いろんな意味で温暖化防止対策というのは、すでにやってもおるわけですね、先ほど言うたエコオフィスプランとかですね。それをまあ議員が言われるのは、あらためてですね町長として明言してですね、黒潮町は地球温暖化対策にこうこういうような形で取り組むんだということを明言せよということであろうと思いますが、まあそれについては否定するものではありませんけども、やはり町民がですね実行可能な、こういった分野のこういったことをこういうようにしましょうというふうに具体的なものをもってしないとですね、口ばかりで何が対策ぞというようなことにもなりかねませんので。まあそういった具体的なものをですね、町民と一緒に取り組めるような具体的なものをもって、そういうことを示したいなとは思っております。

まあ、まだその具体的なものを今、よう見つけ出してないということですので、よろしく願い致します。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

今言うようにね、やるかやらんか、やる言うたらやらないかんき骨折れるきね、これは。

いや、あのね、これもまたうちの話になりますけんどね、自分、前からね、おまんらいらん電気消しよ消しよいうてね、言いよったがです。電気つけたら会社も電気料ようけ払わないかん。けんど、自分らが払う電気料より、このつける電気をつくるために使いようお金、それから今の温暖化、もっともと金入れようがぜよというてね、自分言うてきた。けんど、消さんきいうて自分怒りもせざった。けんど、それこそこの間の朝礼のときそれ言うたがです。消し出した。ほんで自分、1回、2回はいかんねや思うてよ、何ちゃ言わざったけんどね、要らん電気は消し出した、これは。まあそういうことで、まあ今言うようにやる言うたらよ骨が、まあこれは余談になるけんど。

分かりました、そしたら3番目の魚礁の問題。

これもまた同じことの繰り返しですけど、昨日、総務課長がケーブルテレビのことで、よかったらもうけるかも分からんいう発言がありました。それに対して町長は後で訂正というかね、けんどね、自分ね思うたがです。今、公務員に欠けちよるががね、そのもうけないかんという考え方。言葉は悪いです、もうけるいうたらね。けんど、自分ね思うたがです、そのもうけないかんいう考え方があるがやったら、自分がもうこれも何回も、去年、おとどしから言わせてもらいようけんど、この魚礁の問題らにしてもよ、これやってみな何ぼのことやき分からんけんど、自分やったらもうけると思うちょう。ほんで、やらないかんがやないかよ、やって

もらわないかん、いうことをずうっと言わしてきてもらうちよります。ほんで植田総務課長ね、その考えをまあ捨てんとっとうせよ。どうのこうの言うたちよ、町長の次に何だら現場で仕事するがは、おまんがよ、上の方におる思うきよ。

行政がね、自分はね、もうけるやない無駄をなくするね、これは、いう考えがね今一番大事なときになっちようと思うし、それがなかったらよ、初めにも言わせてもらうたように北海道のあれやないけど、もう現実にはワイワイワイ言わんけど、あと2年して公会計の問題らあが出たら破たんみたいなものやきね、数字から言うたら。いやいや、首振りようけどよ、まあこの話ばかりしよったら漁礁が入らんきいかんけど。まあ、そういう考えで自分は魚礁の問題に取り組んでもらいたいということ。

それで、まあ3月議会にこの魚礁設置の問題については、まあ新しい知事になったもんで、要望するというお答えをいただいておりますが、その要望、まあ多分してくれちよると思うが、したことと、それからその結果についてお聞き致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

明神議員の3つ目のご質問、魚礁についてのご質問についてお答え致します。

3月議会で要望するということだったが、要望を当然してると思うがということですが、ちょっと課長とです。その件で協議、確認をしたんですけども、ちょっと行き違いがあるようでして。

ちょっと、課長にそのへんのところを答弁を致させます。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（矢野健康君）

先の議会において新知事への要望をまだしてなかったということで、本年度もですね、県の方に課題を整理して要望していきたいという回答をしていました。

今のところですね、正式に県への要望事項としてはよう上げておりません。が、町内の漁協からいろいろな事業要望がある中で、海洋局の方にはですねその都度事業要望としては協議をしております。

漁礁問題としては設置要望が、まあ漁協の方から正式な協議が今のところありませんので、魚礁要望としては上げておりませんが、今年もその築礁等の要望があればですね、そういう形で海洋局の方には要望上げていきたいと、このように考えております。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

なお私としてはですね、過日、担当職員と矢野課長を伴いまして漁協の方へお伺いしてですね、支所長ですか、と漁業の実情をいろいろお伺いしたり、またその魚礁についてのですね、いろんなお話もさせていただいた状況も聴取させていただいたところですが。

まあ1つですね、議員のこの議場での魚礁の設置というご質問に対して、我々そういう検討も調査もしたりしてるわけですけども、要望もまあしなくてはいけないというふうには思っておりますけども。

まあ漁協としてですね、また現場の漁師の皆さん、漁家の皆さんの思いとしてですね、そういうものをぜひ持ち上げてきていただけたら、また私たちもその筋道がですね立てやすいなというふうに思います。そのへんもぜひよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

まあ、しちよらんいうあれは分かりました。それで、先ほどの町長の漁協へ行って聞いたと。ほんで、そこがよう分からざったがですけど、聞いたけどそういう要請はなかった、ということでもいいですかね。

はい、はい、はい。

ほんでね、自分これ前も言わしてもらうたことやったけどよ、まあ自分らは議員として、前におる皆さんは町の執行の関係者としてよね、言うて来たきやる、言うて来んきやらん。自分ね、そこに問題がある思うがです、これは。言うて来んでもよ、ええことはやらないかんと思うがです。まあ自分は、自分が浜で話をした中で、聞いた中で、いかんね言う者はおらん。いかんね言うもんはおらんどころやない、自分、前からも言わしてもらいようように何とかならんろうかねえと。沖へ行って、悪かったら2万も3万も赤字になるいうまあ現状。今、まあこの油の高騰の問題もあって休漁、イカがやりだしたか。ほんで自分らは大体7月に入って、まあ自分らはカツオ、マグロの関係者は言う予定をしちよるわけですけど、自分らはもう去年から、まあ趣旨の部分にちょっと違う部分はあるがです、自分らの場合はやっぱり資源大事にせないくまいと。それから今言う、コストを落とすというようなこともあって、自分らは自分らのグループというかね、去年からもうやりよります。今年もこの7月入ったら予定をしちよったわけです、休漁はね。自分らの場合は2日いうがやなしに、2航海やったら1日休むというようなことを去年もやったし、今年も計画しちよったわけです。

それで、今言うその魚礁の問題、もう言うても同じことになりますき言いませんけど。この間やないけど、その海洋部へ行きよりました。ほんでそれも自分、この問題もそれからその油の問題もあって個人的に行ちよったがです。ほんでそのときに、その2回行ちよって1回目のときには、町長が自分に、もう県はこの事業はやめちよるきにできんいう話やったきに、そのことを聞いたら、別にやめちよるやせんいうて。今はやりよらんと。それこそ、先の漁師から言うて来んきと一緒に。そういう、魚礁をやってくれいう要請がないきよ町村から、いう話でした。

ほんでもう、これにも書かせてもらうちよるように、現実には、先にも言うたように、もう漁に出れんなっちようがです。ほんでそのことでよ、町長は町長としての職務上の責任を感じるか分からんけど、これへ書いちゃう、町長は困ることはないきね。それこそ、後期高齢者の問題と一緒に。自分、臨時議会のときも言わせてもらうたようにね、これ決めた人らは困る人は一つもおらん。そんなねことやきによ、自分日本が、これ自分の国やき駄目になったというようなことは言う人ないけどよ、なってきちょうように思うがです。

ほんで自分言わせてもらうがです。今、その油の問題にしても、まあこれは漁業だけやない、百姓さんの問題も絡んできますけど、一次産業の問題やと。けんどの問題はよ、国の問題、国の食糧の問題に自分はないと思うちょうがやき。ほんでこの問題について、この魚礁の問題、これ自分が言うのは魚礁、ほんまに築地、その問題だけ、言いようがはその問題だけかも分からんけど。先にも聞いてもらうたようにね、これ食糧の問題になっってくるがやきね、これ一時が万事じゃないけどよ。

ほんで自分は、先にもこれも聞いてもらうたように、あてら構んぜよいうて自分言わせてもらう。自分、この間高知でもそれ言うた。国で言うたら高知も田舎やと、ほんで田舎は構んぜよと。けんど、高知県でいうたらよ、黒潮町からいうたら高知は都会ぜよと。ほんで黒潮町は構んけん高知の皆さんどうするぜよいうて、食糧の生産手段を持っちょらん人はどうするぜよ、いうて言わせてもらうたことです。

そういうことで、まあ魚礁の問題は検討もしよる、ただその、漁協へ行きよったけど、そんな話が出てこんせん。まあこんなこと言うたらねいかん、いかんけんと言う。誰らに会うたか知らんけどよ、実際にね

自分が漁師やったらよ、黒潮牧場 30 マイルも 40 マイルも油足して行かないかん、そんな商売がもうできんなんてきたと。ほいたら 1 時間半ばあでよ、行けるとこにイオはおるがです。そのイオを釣るいうことをね、自分なぜ考えんがやろか思う。

漁協合併があつて去年よ、ほんで自分県漁連、それから海洋部、あのときは部長さんおいでちよったか、安岡さんやったか言うた。そしたらね、合併したらよ、漁協が合併したらそんな事業にも取り組むいうて。何言やあ思うて自分思うた。そんな考えがあるがやったら現実困っちゃう漁師がよ、おるによ、なぜ今まで言わんがぞとね、自分思うて内心は、そんな考えのあれらが合併して漁師を助けるとか何とか言うたちよ。自分これも言うたぜ、おまんらの話は 2 階の話ばっかやいうて。1 階の人の話が一つもないいうて、漁師の話が一つもないにいうて。漁師がやれんなくなっておまんら組織が残れると思うちゃうかよいうてね、自分その説明会するときも言うた。

そういうことで自分ね、まあまだ行ちよらんいうことやけんども、行く気があるがかないが、それとが 1 点と、それから今はこれ魚礁、漁師の問題やけんども、自分は国の食糧の問題になってくると自分は思うちゃうき。そりゃ漁師の生産する生産量はわずかなもんや。わずかなもんやけんども、今までは何ちゃ外国からどんどんどんどん農作物にしても海産物にしても輸入ができよったき、あつてもものうでも構ざったがやき。ほんで、放たくっちゃった自分らの言葉で言うたらね、漁業らあ放たくっちゃったら構んど。まあその点農業は、組織も、それから就業者、就労者も多いきよ、それからどうのこうの言うたち日本人にとって米やきね、ある程度手厚い取り組みある。けんどもあ、もうそんなことはどうでも構ん。

ほんで今お聞きした問題と、その魚礁の設置の問題と、取り組み問題と、それから後の食糧の問題。これ町の問題、自分は県の問題、国の問題やと思うもんで、これにも町長とお二人の副町長のお考えをお聞きたいということで、これには抜かしちゃうけんども質問のあれをね、まあ町長の命令でやれるがやきいうことやったきに、お願いします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

再質問にお答え致します。

言うてこなかったら何もしないのかというご質問でしたが、決してそうではありません。ただですね、この魚礁の問題については、県もまあそういうスタンスで現実におるわけです。それから、まあいろいろ町単独ではなかなか取り組めるような事業ではないというようなことも考えてですね、まあ魚礁ができればそういった所に魚礁を設置してですね、は、効果がないとは言えませんので、それはもうできるものならそうあるべきだと思います。

が、そういう財源の問題とかですね、まあ町単独でできないということでの財源の問題とか、まあ何よりも我々 56 号の大方改良についてもですね、この間整備局の方へ、地元の住民の皆さん代表の方 6 人ほどとご一緒にですね行ってきたわけですが。やはり、現場のですね皆さんのそういった声というのものもないと、私はそういうものがなければ一切何もせんということじゃなくてですね、そういうふうに要望したりする場合に、やはり筋道がですね、そういったものもあつて行く方がいんじゃないかということで、漁協の支所長の方にですねお伺いして、まあその魚礁についても聞きましたら、どうしても漁協として今すぐそういうものを設置してほしいと、まあ設置はさっきも言ったように、するに越したことはないと思うんですけども、そういう意見というか状況は感じられませんでしたので、そういうふうに申し上げたところです。

議長（小永正裕君）

澳本副町長。

本庁副町長（澳本 造君）

それでは、私の方からお答えを致しますと思いますが。

この魚礁設置の件につきましては、縷々（るる）議会でですね担当主管課長、あるいはまた今、町長からの考えをお答えを致しました。私も同様の考え方を致しております。

議長（小永正裕君）

山本副町長。

佐賀副町長（山本牧夫君）

ただ今、町長、澳本副町長が答弁したとおり政策的なこともありますので、私も同様の考えを持っております。

ただ、こういう魚礁等はですね、要望等はもう十二分に分かりますけれども、やはりまあ一自治体ではなかなかできないことがありますので、すべてのことがですね、やはり国、県の制度を活用して、あるいはまあそれぞれの地元を含めた専門機関の調査に基づいて、効果と投資ということで判断していくと思いますので、物事を決めるときにはすべてマイナスでなくて、いいであろうと思ってやっていることですので、そのことがまあ評価として、プラスもマイナスもあろうと思いますので、そこらあたりはご理解願いたいと思います。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

残り、持ち時間が 4 分となりました。

18 番（明神照男君）

まあやらんいうことよね、いうたら。

けんども、町長、予算とか何とか言うけんども、前 3 月議会にも中島課長がちょっと言うてくれたがやなかったか思うけんども。県、町は 5 パーセントのよ、負担でも構ん制度もあるがぜよいうて、あてえもうこれも聞いた。ただ問題は、自分も不勉強やったけんども、カツオが TAC の対象なっちゃうらんきいう話を聞いたもんで、今度自分、東京へ行ってそれ確認せないかんと思ひようがです。

ほんでね、やるかやらんかぜ、これは。くどいことは自分、言わせてもらうけんども。

まあ、こりや分からん。分からんけんども、そんなね町の取り組み、それから、漁協へ行ってどんな話を誰から聞いたか分からんけんども、そんなことやったらね町も合併に 2,000 万金使うちゃう思うけんどもよ、自分はね、高知の漁協ないなと思うちゃう、こんなことやったら。

油がどうか、あのころは 6 万、7 万のときやった。今 10 万、10 万 4,000 円。やって合わんなってきちゃうがやきね、これは。ほんで自分、自分らの会でもこの間も言うた、自分らせいぜいでこのままやったら 1、2 年ぜよ、いうて。まあ、ばかやきよ、自分の組織をそんなこと言う者はそんなにおらん思うけど、現実がそれやき。けんども、自分らやめるわけにはいかんと。ほいたら、どうせないかんかいうこと今考えないかんがやないかよいうて。ピンチやと、けんども野球とか勝負事でいうように、ピンチはチャンスになるがや。チャンスに持って行くか行かんかの努力をよ、当事者も周りもするかせんかやきね、と自分はそういう考え方しちよるがやきよ。

毎回毎回、同じことを言うてのことやきね、あれやけんども。その、国がやらんきとか県が何とか、まあそれで事の済む人らと、自分らはそれじゃ事が済まんがやきね、漁師は。それからそのうち百姓さんも、それから田舎の黒潮町の町の人みんなも、そんなこと言いよったら事が済まんことがもう目の前に来ちゃうがやきよ。

国がやらん言うても、ほんで自分この間も、後期高齢者のときも言わせてもろうたけんども。まあもう春野

が合併しちよったかどうか、34の中で1つばあそりゃいかん言うところがあっても構んがやないかよ、いうて自分言わせてもらうた。今ね自分は、地域に求められちよるのはね、そういうことやないかと思うがです。

ほんで、もう時間。

議長（小永正裕君）

はい、なくなりました。

（明神議員より「やっぱり、やらんがですかね」との発言あり）

町長。

町長（下村正直君）

まあ、漁家の皆さんがですね、こういう程度のものをこういうふうな設置をすればこれだけのものは期待できるとか、ぜひそういうことにしてほしいというようなことが、まあ全体決議とかいうことじゃなくてもですね一定確認でき、また、県の方に、あるいは国の方に要望するにもですね、こういうことだからこれぐらいなことではできようというふうな理論武装とかいうかですね、一定の調査とそういった話の内容をですね、つくってからじゃないと、なかなか、ただ魚礁を設置してくださいと。

なぜこんなことを言うかという、魚礁設置については検証とかいうか、事業効果の検証ということが非常に難しいということで、それが一つ大きなネックになっておるということですので、それを訴えるものをですね、我々も構えていかないかんということで、まあそういうものができましたら要望そのものはですね、まあさっきも言いましたようにそういうものができるに越したことはないわけですので、まあ漁家の皆さんにしたら少しでもという思いであらうと思いますので、そういう努力は致します。

（明神議員より「これ質問やないです。坂東部長さんもね、魚礁やってくれやってくれ言うたら実績上げて来なさい言うきよ、おまん実績があるがやったらよ、やってくれ言わせんいうて、海のもんやきね、これは。いうてまあ言うたことで、はい。まあもう、いうてもまた9月には言うかも分らんけん構えちよいてください。

終わります」との発言あり）

議長（小永正裕君）

これで明神照男君の一般質問を終わります。

この際、10時45分まで休憩致します。

休 憩 10時 29分

再 開 10時 45分

議長（小永正裕君）

次の質問者、大西章一君。

17番（大西章一君）

それでは議長の許可を得ましたので、通告書に基づき一般質問を行います。

今議会で大変皆さんも厳しい時代に入ったということを認識してるかのように、大変厳しい質問が飛び交っております。そういう中で、国では衆参両院のねじれ現象に始まり、現在では政治と国民の間にねじれ現象が生じているような現状でございます。このことは大変厳しい地方自治においても同じで、行政と住民の間にその現象が表れつつあるこんにちだと、私は大変危惧しております。というのは、合併して住民負担が増えるばかりとか、仕事する場が全然なくなってきたと、こういうようなことが多々声として上がってるわけです。まあそういう大変厳しい中でですね、今日は特に私農業をしてる関係上、原油の高騰に伴う一次産業に対しての支援策について、質問致したいと思います。

まあ日頃は農業の振興につきましては、町の方も町単のハウス整備事業や、あるいはキュウリの選果機への

補助、また、中産間地域への直接支払い制度や集落営農など、多々ご尽力いただいていることは感謝致しております。とは言え、本日はこの異常な原油の高騰に伴う支援策ということですので、こんにちの原油の高騰は本当に農業経営において過去に経験のない、大変厳しい経営状況になっております。そこで原油の高騰に対して、国および県が行っている原油対策事業に対して、行政としても何か取り組むことはできないか支援策として伺いたいと思います。

そこでですね、まず1点、農林漁業用のA重油の免税および還付処置、これ1キロリットルあたり2,040円の制度があるわけですが、現在でも施行されているかどうか、これをまず1点お伺いしたいと思います。

それから2点目に、急激な原油の高騰に伴い農林漁業では過去に、先ほども申し上げましたが、経験したことのない厳しい経営に直面しております。緊急対策として、全農では1リッター当たり2円、農協では1リッター当たり1円の補助、A重油の利用料、失礼しました、ここに利用量の量が料金の料となっておりますが、これは、計量するときの量に、まあ頭の中で切り替えていただきたいと思います。そのまあ利用量に応じてですね、補助をするということになっております。そこで町行政としても、最低リッター1円程度の補助はできないものかどうか、2点目でお伺い致します。

それから3点目として、これは県では現在緊急省エネ原油対策として施設の設備を拡充するものに対して、当初3分の1の補助をするということで募集致しましたが、県内希望者が多いため補助率を3分の1から4分の1に切り下げて、まあ既に今年は締め切ったということでしたが、一昨日農協に確認しましたところ、3分の1、4分の1はまだ定かに決まっていますが、締め切りはしてないようです。まだ現在も受け付けていると、そういうことで確認致しましたので、ご理解いただきたいと思います。

まあ、そこで現在町が行っている15パーセントの整備事業の補助制度を緊急対策として、県の行ってる県単の補助制度と併合して支援することはできないか。この町単の15パーセントというのは、一昨年まで300万の上限の予算の中で希望者がハウスを修理したりする希望者がおれば、15パーセントの範囲内で補助しましょうと、まあそういう制度です。ところが、ご覧にもれず厳しい農業経営になってきてますので、最近では利用者が少ないということで、今年になりまして上限を200万に落としておるわけです。ところが、本当にこの重油の高騰については全く異常事態ですので、できればですねこの県の3分の1、あるいは4分の1、まだ最終的には決定してないようですが、この補助率にですね15パーセント加えていただいて生産者が4割近く、あるいは5割近くですね、補助でもって省エネ対策をできんもんかというのが、3点目の質問です。

まあ大体以上について、3点お答えいただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

それでは、大西議員の質問の1番目の農林漁業用のA重油の免税および還付措置の制度は現在でも施行されているかについて、私の方からお答えさせていただきます。

石油石炭税の免税および還付につきましては、大西議員の質問にもありますように17年3月31日までの制度がですね、19年3月31日まで延長になっていたんですけども、現在、再度平成22年3月31日までの当面2年間延長になっています。

JAにおきましても、国産A重油のこの制度に還付請求の事務を行っておりまして、農業者組合員の販売価格に反映されることになっております。また組合員の恩恵としましては、この還付にかんするですね事務手数料がリッター当たり50銭入ってくるということを想定してですね、組合員渡し価格を農協の方で決定してですね、販売しております。

以上です。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

大西議員の原油高騰に伴う支援策に、一次産業への支援策についての2番目のご質問にお答えします。

まあ先日、施設園芸の農家の皆さんが要望においでられたことでしたが、まあリッター当たり1円程度仮に支援をするとしても2、300万という位の金額になろうかと思えますけども、それはできないことではないかなとも思いますが、まあ漁業の方もですね、だんだんご質問の中でもありましたように大変この原油の高騰によってですね、厳しい状況を強いられております。そんな中で、まあ農業の方にですね支援をということになろうかと、それも施設園芸に支援をということになろうかと思えます。

まあ、ちょっと3番目のですね課長が答弁致しますけど、ハウスの3重張り等の支援も合わせてですね、検討をしておるところでございまして、この場で明言はよう致しませんが、検討中でございます。

以上です。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

議員の3番目の、県の緊急省エネ原油対策の補助事業と町の黒潮町ハウス整備事業との併合ですけれども、これについて支援できないかとの質問について、私の方からお答えさせていただきます。

まず、県の県単独事業の原油価格高騰対策施設園芸省エネ対策につきましては、今年度要望調査がですね、議員おっしゃるように県より農協にありまして、その要望調査の結果の事業費について、補助率3分の1以内とのことでありましたので、今議会に6月議会におきまして補正予算の中で県からの補助3分の1とですね、その受け入れ額をJAへ支出する予算を計上させてもらっております。

県の方もですね、財政課と協議しながらですね7月議会に提案し、8月当初にはですね県の補助金交付要綱の制定により市町村の要綱も制定してですね、JAが事業計画を作成するようなスケジュールになっております。

それから、補助率が3分の1が4分の1に切り下げとの話ですけれども、これについてはですね、6月9日に私の方もですね県の担当の方にこのことにつきまして確認しましたけれども、現在3分の1の補助率で議会提案するとの考えですので、そういう話です。

追加要望締め切りの件ですけれども、事業内容案の追加に伴いまして現在追加要望についてもですね、調査中です。これも文書通達が来ております。

それから、現在行われています黒潮町ハウス整備事業ですが、この事業につきましてはですね、目的が補助対象者のハウスがですねレンタルハウス整備事業で導入されたハウス、あるいは生産法人を除く施設園芸ハウス経営者、経営農業者となっております、ほかのですね国や県の事業により恩恵が受けられない農業者に対してということで設けられた事業でありますので、全体の施設園芸者を対象としていませんし、予算措置についてもですね、大西議員おっしゃるように現在200万円の対応になっておりますので、まあ全体を考えますと大西議員が言われる併合はですね、今の段階では難しいとは思いますが、町長が今言うたようにですね検討をしておりますので、よろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

大西君。

17番（大西章一君）

1番目のですね、免税措置は現在も更新されて平成22年までであるということですので。私過去に、今も現在農業委員もさせてもらっているわけですが、農業委員会の会長をしたときにですね、認定農業者との会で農家の方から、漁師に免税があつて何で農業にないがぞと、こういう質問をされたことがあります。当初私も農業してますので、全く同感でした。ずうっと農業してる間、全く免税処置はないと、何でやろうというつもりで農業してましたので、その席上ですね、このことは単なる地方自治体のひとつ、あるいは単協ですねそんなことを言っても無理だと。だから、政治的に全農へ圧力をかけて全農あたりからやってもらわんとよね、免税にはならんというような答弁を、未熟なためにしたことがあります。まあそういう中でですね、去年でしたか、また農業委員会と認定農業者の会があつたときに、同じ質問が出てくるわけです。だから、このことをひっくり返しますとね、今の農家はやはりまだ免税措置を被ってないと、こういうことだと私は思うんです。だから、課長に1点目で確認したのはですね、現在もあるかないか、まず確認したいということです。

それで一昨年ですね、私あの上川口のまだ県1の漁協になってないときですね、参考までにと思つて、上川口の知り合いにですね事務員に聞いたところですね、上川口の漁協で答えていただいたことは、当時農協で70円から72円の範囲で値動きしているときです。まあ最終的には70円ぐらいに落ち着くんじゃないかという状態の中で聴き取り調査をしましたら、上川口の漁協がいわく、仕入れ値が69円50銭と。そして還付あるいは免税措置をしながら、さらに漁協のまあ自主的値引きをしてですね、3円80銭引いて、現在漁家に漁師にですね65円70銭で計算をさせていただいておりますと、こういうふうにはっきり答えるわけですよ。だから、これはということで私も県へ行って団体指導ですか、そちらにも出向いて行きまして、何とかこの農家は全く不信感でおると。このことはどうなっちゃうがぞと。で、指導してくれんかのような形を申し上げました。そしたらまあ、2、3日待ってくださいと、調べてみますということでした。それで2、3日たつても返事が来んということで、しばらくして1週間ぐらいたってからですか、まあ催促したところですね、ちょっとあの組織的に全農太すぎて、ちょっとまあ今のところまだ分からんというようなことですね、濁されたわけです。それで、これはまあ僕も農業委員会との会で受けてる責任上ですね、今度は逆に農協の理事にちょっと来いということで、農協の理事さんと話し合いました。ほんでこれは、農家にとっては大変不信感を持つてことで、農協も避けて通れん問題やないかと。だから、全農なり園芸連なり上へ向いて突き上げてよね、調べてみたらどうぞということで、実際話し合ってみました。ほいたらやっぱり理事の方もですね、全くこの点については値引きなのか、値引きで協力してるのか、その明確さが明確に伝えることができないというのがですね。だから課長、ここですねもう一度農協と話し合つてですね、その農家のためにですねはっきりと伝えられるような指導っていいですか、調査ならびに指導していただけんかなと、そういう意味でこの1点目は出してるわけです。

というのはですね、次にあります1円についてもですね、どうも去年つついて、ほいたらまあ今回ですよ、全農で2円、それから単協で1円。合わせますとね、3円なんですね。ほいたらどうもつついたことによって、まあこんな勘ぐり方はしたくないですけど、2円40銭、若干多いかなというような感じもするわけです。けどこれはよね、企業努力でやってもらわないかん3円であつて、今言う課長に言うた2円40銭、これが正確に農家に入るようにしていただければですね、もし今の言う全農の2円と単協の1円、またできればですね、最低町にも1円ぐらひは、非常事態ですのでぜひご協力いただきたいのですが。

これをやりますとね、1回農家が大体まあ具体的に言いますと、農家が1回重油を配るのがですね、1回に1キロリットルです、1,000リッター。あの太いタンクをすえているが2,000リッター入りますが、まあ大体1回の配達で1,000リッターと考えてもら。そしたらですね、この今の全農の2円、それから単協の1円、それにもしてですよ、還付の方の2円40銭が入ればですね、ほいたら5円。あるいは、ちょっと町も協力していたら、1回入れるたんびに6,000円くらいの値引きになるわけです。だからあの1円というけれどもです

ね、確かにそら今の上がり方の中では、このぐらい補助してもらってもね、本当は足しにならん場合もあります。けれどもこういう異常事態の中で住民感情としてですね、町の行政もぜひ1円ぐらいは、もう景気のいいときお世話になったんですから恩返しのためですね、ちょっとこの異常事態のときは考えていただきたい。まあそういうことで、1点目はとりあえず課長、その農家がですね理解できるような手法をですね、ちょっと農協とぜひタイアップしてやっていただきたい。

それから2点目、先ほどまあ町長は前向きにリッター1円を考えるとということですが、もうこれねえ、確かに去年の調べでも今の農家がですね、シルバー人材センターを使ってるのも1,000人使ってます。1,000人を超える、1年間に。それからまた選果婦もですね、平均して40名くらいを使ってるわけですね。ほんでましてや農協の職員の生活の場でもございますので、私はリッター1円ぐらいのね補助を別にどうってことないと思うんですね。むしろもう少し、こういう緊急事態のときは補助をできないもんかなと、まあそう思っているわけですが。まあもう一度ですね、このへんの腹決めをお伺いしたいと思います。

それから3点目ですが、これちょっと先ほどの場合はですね、リースした国、県の補助をもらってる人たちもおるので、なかなか即利用するわけにはこう、まあ前向きに検討はするということですが。私ここですね、その3分の1、4分の1にこだわるわけじゃないんです。というのはもう1つですね、これ今年の3月の21日で残念ながら期限が切れてるわけですが、ひょっとしたらですね、これも探してもらえればまた2年くらい延びてる制度かもしれません。原油価格高騰対応施設園芸省エネルギー緊急対策という中でですね、これ農林省からももちろん出てるわけですが。ちょっと読ましてもらいますと、今般の原油価格の高騰により、経営を大きく圧迫されている野菜、花卉（かき）および果樹の施設園芸を行う農家を支援するため、強い農業づくり交付金実施要綱の中で、施設園芸における省エネルギー化の推進に向けた体制整備を実施することとすると。それで、私もこの制度を知りましてすぐ、まあ課長もご存じだと思いますけど、係とですね早速農協へこのことを伝えて、やってくれんかというふうにいったん申し込んだこともあります。ところがですね、よくずっと読んだら、勘違いするんですね。ここにまあ事業主体はですね農業協同組合、あるいは法人でもいいんですが、また、その他農業者の組織する団体いろいろもろもろ、数多く書いてあります。ただ採択要件としてですね、受益農家が原則として5戸以上であること、ただし都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、3戸以上であれば事業実施主体として認めることができると。それで一番引っ掛かったのはですね、本対策の実施に当たっては共同利用を確保するために、以下の内容をすべて実施することとすると、こういう文面が1箇所あるわけです。ここに書いてあることはですね、育苗、播種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等、主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。いずれかというたら、これ農協がですね主体にならないかんです。すべて予約で肥料も買いようし、それからまた生産物も共同で出荷してますですね。このへん、もうちょっと行政と農協がタイアップして研究してくればですよ、この制度は5割の補助なんですよ、国の。まあ先ほども言いましたように、め残念ながら今年の3月で制度は終わってますけど、多分調べたらまだ継続されてるかも分かりません。ほんでこういうところをですね、もっとその行政と農協が近づいてしっかり勉強してもらえんもんかなと。私もいつもその机の上で物を止めちやいかんと。もっとスムーズに下まで降ろさんかと。やる、やらんは農家の立場じゃないかと。それをお前らが勝手に止めたらいかんろということは、しよっちゅう言わせてもらうけど。この場合にも、僕も何回か係へ行ったときにも、共同やけんなかなか面倒くさいでと言いましたけど、実際には共同経営をせよとは書いてないですよ。ほんで詳しくちょっと補足しますとね、別表、1表ということでそれを読ましていただくとですね、どういうものに補助を出すのかということになると、外張り材の設置、まああのビニールの施設ですので被覆をビニールかポリを張ってるわけですけど。まあそれですね、ポリはちょっと保温率悪いんですけんど、それをビニールに替えるだけでも保温率が上がるというこ

とで、それもよしとしてあるんですよ。それから内張りカーテン、それから多段式のサーモで、まあ自動的にやる装置まで認めましょうと。ほんでまあ、その他温室のエネルギー利用効率を高め、園芸用施設の加温に用いる燃油の使用量を低減するために、ということがあります。ほんで、要は重油を少のう焚いたら、規程では1割少くなれば、補助しますよという制度なんです。ほんで仮に経験上言わせてもらって、また今やってる人に聞きますとね、3重をやりますと、最低3割は減るんですよ。まあ、多少施設の高い低い、あれに差はありますけど。そうするとですね、3割ぐらい減るわけですので、まあこういう補助をしてもらいながら1円でも補助してもらおうと、今の農家にとっては結構助かることがあるわけです。

ほんで先ほど申し上げましたように、今度の当初予算で956万ですか、県から補正を組んでますけど。これ、聞きますと8名分といえますので。実際には今2名申し込んでたけど、ちょっと材料も上がりようし、その負担ではどうもようやらんということで、2名降りてます。これは、昨日確認したから間違いありません。申し込みは一応8人あったけども、2名は減ったということなんですよ。ということは、ちょうど迷う瀬戸際にあるんですよ、この農家の。やっていいのかどうしようかと、投資して後で払えるかなと。だから大変厳しいところへ来てますんで、ぜひ行政としてですね異常事態だと、普通のあれとは違うんだということを認識してもらってですね、ここ2年ぐらいの限定でいいと思います。緊急時を脱出するためにですね、思い切った財政支援をぜひしていただきたいと、そういうふうに思ってます。

まあもう一度、その1点目は課長、農協と話し合ってもらおうこと。それからもう1点目はですね、これ1円も前向きにということになる、もう異常事態ですので積極的にですね、ぜひ協力するという形で答弁をいただきたいわけです。

それからもう1点は、その15パーセント、この補助ですが。先ほど申し上げましたように国の制度で5割というのはあったわけですので、県のこの補助に対してですね、今その将来リースに補助を出してるからというけれども、リースで建てた人たちが今後の農業を引っ張って行くわけです。大事な若い世代です。そういう人にですね、まあ補助をいったん出してるから出せんとか、そういうことじゃなくて、今回だけは異常事態という認識の下にですね、2年なら2年の間にやれば補助を出しますよと。そういう形でぜひやっていただけないものかと、そういうふうにああ、2回目の質問を以上で終わります。

議長（小永正裕君）

産業振興課長。

産業振興課長（松田 二君）

大西議員の再質問について、お答えさせていただきます。

まず1点目の農業者への還元の部分ですけども、ちょっと町としましても制度的には分かっておりますけれども、農協の組織的にもどういう取り扱いをしておるのか、そこらへん中身のことはですね、大西議員言われるように、ちょっと今の現状では分かっておりませんので、農協にですね、まあ聞ける範囲聞いてですね、何とか対応をと考えております。

それから2点目の1円の問題ですけども、これについてはですね先ほど町長も答えたとおり、今現状まあ分かっておりますけれども、ちょっとその水産業との絡みとかいろんな分野での絡みがありますので、検討しておりますので、その点よろしく願います。

それから3点目の国の制度の件ですけども、この件について私も、今回県の方のこの緊急対策が出てきましたときに、国の制度の文書をちらっと見たときにですね、同じような、内容的には同じような制度やなというふうに感じたわけですけども、私の聞くところによりますとですね、この制度が要望がまあ少なくなくてですね、まあ国があんまり対応せんかったということで、県がですねこの今の制度を立ち上げたというふう聞いてお

ります。

それから、まあ2年目くらいの緊急対策の補助の件については、町長にお任せしたいと思います。

議長（小永正裕君）

大西君。

17番（大西章一君）

まああの1点目はですね、ぜひあの課長、これ農家に対してですね、多分また今年も農業委員会と認定農業者の会もあると思います。まあその席でですね、もうしっかり言えるような形にですね何とかしていただきたいと、1点目はまあそれで結構です。

それでその2点目、1円についてですが。まあこれ、ここでは明言できんと。けれども前向きに検討してるということです、まあ私はですね、先ほども言いましたように一つの企業として見ればですね、大変重要な位置に占める黒潮町の産業ですので、ぜひこういうときにはですね思い切った財政支援をひとつお願いします。

それから3点目ですが、国の補助利用者がないということです。先ほど申し上げましたようにですね、これを契機にですねもう少し読み砕いてですね、読破して、多分ひょっとしたらですよ、共同で作物を作らないかんとかそういうことがネックに引っ掛かってですね、これはややこしいと。こんながは借りれんぞとか、あるいは指導する側がですね、これはどうも扱いにくいという勝手な判断の下に農家まで降りてないんじゃないか、もし恐らく農家が知ってたらですよ、恐らく申し込みがあったと思います、5割やったらね。ほんで、そういうことももう少しこう真剣にやっていただきたいと。

ほんで最後になりますが、そういうことがありますのでぜひですね、私日ごろやっぱり感じてることは、執行部と農協との腹を割ったですね、定期的な会をもつていただきたい。この間も理事と話したわけですけど、幡多郡の中でね黒潮町の、しかも旧大方町だと思います。施設園芸農家は相当負債農家が増えているようです。だから今広域ですので、農協の方理事会も。その中でなかなか、面と向かって黒潮町の話はできんと。負債農家が漸トツ増えてるというような話も聞いてます。だからこういうことはですね、もっと行政も踏み込んで行ってですね、やっぱりお互いに腹割った中で、これからの農業経営をどうしようとかかそういう話をですね、ぜひやってもらいたい。

まあ最後になりましたけど、リースに対してですね、リースに補助出してるからできんとかいうことでなくて、もう1度ここは緊急事態ですので、ぜひあの若い、子洗いの最中の青年らががですね高いハウスをリースで建ててもですね、そこへ補助出したからといって、今回もうそういうことは併合できんとか言わずにですね、明日を担う農家ですので、ぜひ緊急事態として認識を切り替えてですね、2年間くらいちょっと助成していただきたいということがまず1点。

それと、その2点目は先ほど言いましたように執行部と農協の幹部、まああの幹部というたらあれですが、せめてですね花卉（かき）部とか野菜部とか、部長さんもおります。その人らも各農家からも突き上げられてですね、まあこの間、実は陳情にも来たわけですけど、大変困ってるわけです。まあそういう人たちを交えてですね、本当のこれからの将来をどうするがぞと、ほんでお前らどうなっちゃうがぞという話し合いをですね、最低年に2回ぐらいはもっていただきたいなと、そういうふうに思ってますので。

まあ最後はちょっと提言みたいになりましたけど、まあそれを併せてご答弁いただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

大西議員の再々質問にお答えを致します。

まあ原油高騰に伴う農家に対する支援の件ですが、さっきも申し上げましたように今検討中でございますので、まあ何とかしなければならないという思いは持っております。また同時に、再三議員が言われました非常事態というかそういう認識も持っておりますので、検討をさせていただきたいと思います。

また農協との接触についてですが、前の議会にも申し上げましたけども、事実と致しまして以前のような密接な関係というのがちょっとなくなってるかなというふうに、農協の方も我々の方も認識しております。まあこの原因としてはですね、農協の合併、あるいは町の合併というようなことも一つの要因じゃないかなと。以前私も農業関係の仕事をしておりましたので、農業関係職員連絡協議会というのもありまして、定期的にですね、当時普及所ですけども、そういった皆さん、農協関係の大勢の皆さんでですね、定期的な会合をもっておった、そんな時期もありました。

まあそういう意味で、私プライベートでもありますけども、農協の理事さんとですね四万十市の市会議員の皆さんも含めたグループ、同級生なんかも多くおりまして、かなり広い範囲のグループと時々集まる機会を得ております。その席で今話をしましてですね、まあ3月、2月の段階でしたけども、年度が明けたらですねそういう機会を作ろうというふうな話もしておりますので、少なくともこの大方支所と黒潮町の連携というのは、実際深めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

大西君。

17番（大西章一君）

まあ前向きな検討、前向きに検討するということです、先ほど前議員の明神さんのときには検討することはせんがじゃろということじゃなしにですね、ぜひ実行してもらうようなとらえておりますんで、よろしくお願いします。

それでは、次の2問目の地域情報基盤整備事業についてお伺い致します。

まあこの件はですね、去年議員研修旅行といいますが実際にケーブルテレビをやってですね、実施してる市町村を見せていただいたわけです。私も5月の協議会でいきなり執行部からですね、この提案が来るとはまだ夢にも思ってませんでしたので、この件については多少勉強不足もありますが、気の付いた点をですね、質問させていただきたいと思います。

まず去年行ったのが、現在は神河町になってますけど、実施されていたのは神崎町という町でした。まあそこではですね、世帯数が2,357戸、それで加入している方が2,291、すなわち加入率が97パーセント。非常に高い所です。そこで、まあ施設の運営費としてですね月に2,000円、インターネットはまた別ですけども。それから、加入負担金として1戸当たり10万円、それからまた引き込みおよび拡大工事としては、実費負担というようなことで事業をしております。ほんで総事業費がですね17億7,200万、まあなにがしと。それで財源内訳が、一応国庫補助がですね8億5,000万、それから県が1億7,000万、町債として5億9,000万、それから一般財源から1億4,000万、まあ端数を全部切ってますので簡単ですけども、でまあ、トータルで17億というようなことを書かれてあるわけです。

この神河町というのはですね、大河内町と神崎町が一緒になって、ちょうど今の黒潮町と同じような戸数、人口的にも匹敵するような町です。ほんで旧大川内町の方はですね、21年の4月で全戸がまあケーブルテレビに、見えるようにしようというような体制で現在進んでるところです。まあそこをちょうど去年視察しましたので、まあ参考までにちょっと見せてもらったわけですが。

また四万十町の方はですね、一昨日ですか、知った議員さんにちょっとお伺いしましたところ、総事業費 35 億と聞いております。まあこれは非常に山間地も多くてですね面積も広くて、まあいろいろあるとは思いますが、ほんでまあ一応何言いますかね、運営費として将来まあ 7 千から 9 千万ぐらいは要るんじゃないかというような形で、まあスタートはすることに決まったようです、議会で。

まあそんな中でですね、私もこれを視察したときにですね、将来やはり黒潮町もこうなるべきであるし、こうならないかんかなと、まあ思いつつ帰ったわけですが。急にですね、執行部の方からこういう提案がありましたので、ちょっと財政的に大丈夫なのかなと。それからまた、政策的にどうなのかなというふうな面です、ね、ここにも書いてありますように一般の住民はですね 2011 年、これテレビでもしょちゅうやってますので、まあアナログ放送からデジタル放送に変わると。このことについてはですね、住民自身もアンテナやチューナーの必要性、こういうものは認識として若干高まってきていると、私も思ってます。

ただ私が聞きたいのは、これに対して膨大な財源を伴う事業がですね、本当にここやれるのかとどうか。ここの財源的な問題等をお伺いしたいわけです。で、まあなぜ急ぐのかというのも、これ地デジとあれに変わる時期ですので、それにということでしょうけど。まあ昨日の町長の答弁にもありましたように、できれば実質公債比率をですね、15 パーセント以内に抑えたいと。まあ抑えていくべきだというような、何かの質問に答弁ありましたけども。建物をね、幡東署もそれから保育園も、また耐震性でいろいろな学校対策しながら、片方ではですね、まだ道路のこともある。また役場の庁舎の問題もですね、検討委員会を出す。本当にその 15 パーセントで抑えられるのかどうか。私は極端に言えば、18 パーセントになってもかまんと思いますよ。最高は 25 パーセントですから、こうなったらちょっと単独事業できませんけど。まあ 18 パーセントぐらいまでは一時的には可能かなとは思ってますけど、政策をですね、先ほど神河町なんかはですね、まずであいの里といいますか交流センター、そういうものを設立してますし、それからまた、何言いますか留学制度もあります。それから一時滞在型のことも、ちゃんと施設としてもうできてるんですよね。ほんで、私が心配するのはその情報というのは確かに、よく新聞でも格差ができていろいろ言われますけど、発信する側と受ける側とでね、大きな差が出るんじゃないかと。ほんで、やっぱり取り入れるなら政策として発信する材料をかなり吟味して政策の中に入れておかんとですね、受けるだけでは芝居の幕引きじゃないですけど、まあよく私は言われたわけですが、芝居も幕引きしたらただで見れるぞと。だけど、観客になったら金払うて見ないかんつようなことですね。この便利で大変いいことなんですけど、しっかりした政策がないとですね、住民にものすごい負担が掛かるんじゃないかと、僕はそれが心配なわけです。

まあそういう面です、ね、昨日から森議員の質問もありましたし、大体やるということらしいですので、そのへんもうちょっと確認の意味でですね、質問をしてみたいと思います。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

それでは、私の方から大西議員の 2 番目、地域情報基盤整備についての質問にお答え致します。

まず、今なぞ多額な事業費を要し、維持管理費や運営費も相当な額になる光ファイバーによる情報基盤整備が必要なのか、なぜ急ぐのか、とのご質問でございますけれども。現在、まあ本町では情報通信にかんする課題が 3 つあると考えております。その 1 つ目が 2011 年 7 月 24 日に、テレビのアナログ放送が打ち切られることに伴い、地上デジタル放送への対応が迫られていること。2 つ目に、国は 2010 年度までにブロードバンド 0 地域を解消する方針を出しているが、まだ未整備地区が多くあること。3 つ目としまして、携帯電話の不感地の解消問題などがあります。

これらの 3 つの課題とも、解決の期限が待ったなしの状態にありますし、また情報が進む中で都市と地方の情報格差が広がる一方で、町内においても情報格差が生まれています。このような地域間の格差を解消し、一体感のある町をつくっていくための整備として情報基盤、まあ光ファイバーの整備の必要性を強く感じているところでございます。

さらに、今議員が申されましたけれども、他の市町村もですね競うようにして情報基盤整備を進めており、今本町も整備を進めないと市町村間での住民格差につながり、さまざまな分野において立ち遅れることが予想されるためでもあります。また、本町が整備しようとしている情報基盤整備、光ファイバーは各課題に個別に対応していく手法と違い、これらの課題について総合的に解決を図るだけでなく、先ほども議員申されましたけれども雇用や産業、医療福祉といったさまざまな分野で活用することにより、住民の生活向上および地域経済の活性化を図ることができますし、安心で安全な社会の実現が望めることがあります。従いまして、このようなことから情報基盤は整備はできるだけ早く取り組むのが大事ではないかというふうに考えておるところでございます。

そこで、まあ財政的な問題でございますけれども、これは昨日も森議員とか西村議員のですね、答弁にもさしていただきましたけれども、まあ財政シミュレーションで議員の皆さまにもお示したところでございますが、それに基づいてですねいきますと、まあ財政シミュレーションの変更もないずつ、まあ今のとことできるんではないかなというふうに考えておりまして、財政的には問題ないというふうに考えておるところでございます。

それから、まあ発信する材料を準備すべきではないかということでございますけれども、この問題につきましてはですね、まだこういう整備をするという方針を出したばかりでございますので、まあちょっとそこらへんがまだ十分検討されておりませんが、このことにつきましては大変重要なことでございますので、今後まあ進めていく中でですね、発信またいろんな部分で検討してまいりたいと考えております。

次に、黒潮町をどのような町にするのか、将来像がまあ描かれているのかとのご質問ですが。将来的には、まあ今議会に提案しています基本構想にも掲げているように、町内全域を光ファイバーでつなぎ、まあいつでも、どこでも、何でも、誰もが当たり前情報に得られ、発信できる情報システムを構築し、距離的、時間的ハンディを逆手に取った、まあ生き生きとした田舎暮らしのできる環境整備を図ることでございます。

最後に、この整備に伴う事業費とまあ運営費等を問うとの質問ですが、先日の森議員の質問でもお答えしましたが、事業費は告知端末を FM 告知にするのか、また IP 告知にするのかで大きく違ってきますし、また、先ほど言われましたサービスの内容によっても違ってきますので、現在まあ具体的な整備方針、まあ実施計画ができてない時点ではですね、まあ数字がひとり歩きしても困りますが、この度策定しました情報基盤整備の基本設計では、FM 告知にした場合が 15 億から 16 億円程度、IP 告知にした場合は 16 億から 17 億円程度というふうになっております。

また運営費につきましても、サービスの内容や地理的条件などの違いがありますので、現時点でははっきりしたことが申せませんが、まあ全国の平均なところでは事業費のまあ 3 パーセントから 4 パーセントというふうに言われています。

抜かったことは。

以上です。

議長（小永正裕君）

大西君。

17 番（大西章一君）

時間があまりありませんので、2 番目の質問をまあ、してみたいと思います。

私、やっぱり心配するのはね、今も先ほど1 問目でも言いましたように、この IT 産業っていうのは本当に金の掛かる産業です。だから使い方によっては非常に便利ですけど、また逆に、非常に危機感も裏では認識していないといけないなど。まあ町長、最後ですがね、その町長の施政方針、これなつたばかりのときの施政方針なんです。一番冷静に考えて4 年間でどうしようかという文章だと思いますけど、この中でもですね町長もやっぱり最終的にはですね、IT 関係について大変な負担増しになる IT 関係の補修料あるいは更新費用等は、契約内容等独自の対応のほか、近隣市町村と連携した取り組みなどで経費の削減を図れないものか検討してまいりますと、こういうふうに唱えているわけです。だから、まあ四万十町もやります、それから須崎の方もですね、新聞の中ではもう第3 セクターでスタートしようというふうなときにですね、これ単独で、黒潮町単独でやっぱりやらないかんですかね。広域でもっと補助を有利に取るとか、そういう話はないもんですかね。そのへんが1 点。

それからまあもう一つは、やっぱり今住民が本当に求めているのは意向調査のとおりですので。仕事場が欲しいわけです。まあそういう面からですね、これは私は否定するわけじゃないですよ。けど、これをやることによって、ほかのことができるのかどうかを、まあ先ほど総務課長は財政的には大丈夫だという答弁をいただきましたけど、それは現状で大丈夫なのか、これからやっていかないかん事業をですね、自治体として、行政としてバランスを欠くことになるんじゃないかと。僕の心配するのは、これをやることによってほかの事業が、例えばまあ農業にすればですね、体験農業とか市民農園とかいろんな施策も打てるわけです。私、まあこんな書き方はちょっと妥当でないかもしれませんが、15 億、6 億外に出すんだったらですね、今町内でもうちょっと使ったら経済的にも潤うんじゃないか。私、佐賀と一緒になるときに諸手を挙げてですね、単独でおったら沈んで行くぞと。どっかと一緒にならないかんがやないかという推進派の筆頭ぐらいでですね、言うてきたつもりです。というのは、私は特債、それからあの当時ね、県の財政支援含めて70 億ぐらいあったんじゃないかと思います。合わせて国道の改良工事35 億ですか。こんなもん合わせれば、一緒になったら何とか事業もできるし仕事もできてですね、人口の流出止めれるんじゃないかと、そういうふうにまあ期待してたわけです。ところが蓋を開けてみるとですね、存外箱もんに金が掛かったり、あるいは給食、これも大変これから大きな問題になってくると思いますけど、そういうランニングコストの高い物にですね、まあ傾いていつてる。今一番町民が欲しいのは、やっぱり仕事なんですよ。だから、これはまた後日、次の議会あたりで質問させていただきますけど、やっぱり公共事業をですね優先して、できればせつかくある金をあんまり町外へ出さずに町内で、地産池消じゃないんですけど、やっぱり利用した方がですね町民のためになるということで、まあ財政的には問題ないいうことですので、私もそのへんはちょっと安心しましたけど。ぜひそういう構え、感覚でやっていただきたいと。

ほんでまあ町長に最後にですが、近隣の市町村と話し合いはできないものか、ちょっとお伺いします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

情報基盤整備についてですね、広域な取り組みはできないかということですが、現実には今回の事業を計画するに当たってですね、四万十町と一緒にやる部分の話がありまして、検討といいますかそういう調整もしたんですけど、まあ結果的には単独ということになってしまいました。

まあこの市町村もですね、例えば隣の町でケーブルテレビがある、その拡充を含めて自分の町も整備するというような取り組みとか、いろいろ事例もあるようです。まあ今後、今のところですね単独でという話で

進めておりますけども、そういう部分的にもですねそういったところがあれば、大いに取り組んでいくべきではないかというふうに思っています。

それから、このケーブルテレビなりブロードバンド化ということをですね、決断した背景は昨日も申し上げましたけども、確かに単純に考えればですね10 億、15 億というようなお金をほかに使う所もいっぱいあります。ありますが、中長期的にですね黒潮町のビジョンを描いたときですね、やはりこの情報格差というものをそのまま容認してですね、そのまま進んでいく、いつかはですね大変なつけといたしますか、なぜあのときにそういう方向に進まなかったのかということになるんじゃないかと、そういう面も考えてのことでございます。

それから、情報の発信と入手ということでインターネットというふうに言うそうですね、ブロードバンドとか言うときに外へ、世界中へ目を向けるような考え方もありますけども、実は今までにやってきた事業の中で、國領先生という慶応義塾大学の国際的な IT 関係の権威なんですけど、その先生のお話の中で、私はずっと印象に残っておることがありますが、それはプラットフォームという考え方で、今言うようにインターネット、ブロードバンドやから、もう黒潮町以外の所へ情報を発信して入手するというふうにとらえがちですけども、黒潮町をプラットフォームというふうに考えて、その中でこの IT を使って、いろんな事業なり住民サービスを展開すると。いうこういうことを非常に可能性というものがあります。まあそういったとらえ方も、ぜひしていただきたいというふうに思っています。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壮君）

すいません。少し財政問題、まあ問題ないという話を致しましたけれども、昨日もお答えしましたけれども、現在まあ財政シミュレーション上はですね、2 月に示しました財政シミュレーション上でははめておりますので、織り込んでおりますので、その点ではまあ問題ないというふうに話しましたがけれども、先ほど、昨日も話したようにですね、非常にこの今言われました黒潮消防署とか移転とかですね道路整備、また保育所の建設、さらにはまあ学校の耐震化とかですね、公共施設の耐震化、まあこういったもろもろの大型事業が控えておりますので、まあさらなる財政の引き締めはもちろんでございますけれども、今後、まあいろんな形でどうしても廃止とか見直しとかですね中止とか、状況によっては社会状況によってはですね、今後出てくるかもしれませんが、まあそういう財政的なシミュレーション上での、まあ問題ないということでしたので、まあそのへんはもうご理解いただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

大西君。

17 番（大西章一君）

この点についてはですね、私もまだちょっと勉強不足の点もあります。まあ、財政のことについて、それから政策のことについてですね、心配した点が分かっていたいただければまた後日日を変えてですね、この問題は質問したいと思います。

まあ、もう時間なくなりましたので、最後の質問。

地区別対抗ソフトボール大会についてですが、まあ大変厳しい厳しいと、沈んだ話ばかりでもいかんがじゃないかというところですね、実はソフトボールのメンバーの中からですね自主的に、まあいろいろ議会も大変なみたいないけれども、まあ佐賀と合併したじゃないかと。ほんで地域住民の憩いの場として、交流を図ったらどうぞと。ぜひそれを、まあいろいろスポーツもあるけれども、まあソフトボールのメンバーがやってみたいということで、議会でひとつ提案してくれんかというようなことでしたので、まあこの件についてはですね、

もうやるかやらんかの話だと思いますが。

まあぜひですね、行政としても一度ですわ地区別親睦を図る意味でぜひやっていただきたいと思いますが、この点についてどうですかね、執行部として。

ご答弁いただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

それでは、大西議員の町主催の部落対抗ソフトボール大会を開催してはとの質問にお答えを致します。

議員ご承知のように、黒潮町においては各種スポーツレクリエーション活動の推進に積極的に取り組んでおります。スポーツ交流を利用した地域振興策としての具体的な取り組みとしましては、はだしマラソンやアクアスロン大会などを行っております。近年は住民の健康意識の高まりにより、スポーツの種類も多岐にわたっております。

また、愛好者も非常に多くなっております。黒潮町ではニュースポーツ教室や各種の大会、これはスポレクフェスタやペタンク大会などがございます。これらを開催しております。さらに県民スポーツフェスティバル等社会体育にかんする事業は黒潮町内でも非常に多く行われております。

また、本年度の体育会登録団体は大方バレーボール協会、黒潮ペタンク愛好会、土佐西南黒潮パールゴルフ協会など、全14団体となっております。ご質問のソフトボール愛好者も非常に多く、活動も活発に行われているようでございますけれども、さまざまなスポーツ愛好者が各種の大会や独自の活動を通じまして、交流と親睦を深めております。

従いまして、こうした状況の中で地域住民の交流は非常に高まっておりまして、部落別対抗ソフトボール大会の大会を町が主催して開催するということについては、考えておりません。

以上です。

議長（小永正裕君）

大西君。

17番（大西章一君）

まあ、もうこれほど言われるとですね、次にする質問がちょっとしぬくいわけですけど。

あのね、僕の言うのは好きなクラブは幾らでもあるがです。ただ昔からですね、ソフトボールを中心にして部落の親睦を図ったという歴史もあるわけです。だから懐かしいわけですね、その人らにとったら。だから今考えていることもやっぱり佐賀の町民と、それから大方町の町民がですね、一つのグラウンドに一日接してですね、弁当持ちで住民の親和を、親睦を図ったらとどうかという声なんですよ。だからまあ簡単にですね、もうやらんというふうに言われるともう、次の質問ができんわけですけどね。僕はぜひこれは必要だと思うんですよね。特に、まあそりゃバレーもあります、スカッシュもあります。皆お互い好きなクラブですけど。好きなもん同士でやってるわけです。で、我々議会はですね議会になりに親睦、あるいはいろんな面であれをやるわけですけど、一般の住民がですね接するという意味ではですよ、ぜひ一日弁当持ちでですねトーナメント方式でもいいじゃないですか、負けたもん同士が一緒になってですね、弁当食いながら飲み食いしながらですよ、一日をレクリエーションの場として、そういう和む場をぜひ作ってもらいたいと思いますが、教育長、どうですかね、これ。

教育の関係でも、まあ親睦の意味では大変重要なことだと思いますが。長年やってるとまたマンネリ化すると思いますけど、今言いようのは久しぶりですけど合併した時点ですので、ぜひ住民の親睦を図りたいと。そ

のためにはこれがいんじゃないかという希望なんですがね。ちょっとこう、考え変えてもらうわけにはいかんですかね。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

お答えを致します。

今次長が、そういうことは考えておりませんというふうにはっきり申しました。確かにですね、今大西議員の質問の中にもありましたけれども、大方地域では数十年前に、私たちが青年団当時であったと思いますが、部落別対抗ソフトボールというのは非常に活発に行われておりました。そんなときに地域住民もですね、一緒に出て行って応援もするというふうなことがあったような記憶をしております。まあその当時につきましては、地域対抗スポーツというのはですね、ソフトボール以外に、あと町民運動会ぐらいのもんではなかったかなというふうに思っております。

まあ、それが今のような車社会、あるいは情報化社会となってきたということで、住民のスポーツにかんするそのニーズといえますか、そういうものが随分違ってきております。現在では、先ほど次長も答弁をされましたように、老若男女がですねいろいろなスポーツを楽しんでおりまして、別にソフトボールだけをですね限ってこれで親睦を図らなくても、今でも十分に親睦というのは図れているのではないかなというふうに思っております。私は週に一度佐賀の方に行くわけですけども、あの佐賀の前のグラウンドではですね、大方の方からで出向いて行って指導者も出向いて行ってですね、その中でグラウンドゴルフですか、そういうふうなものも大変活発にやっているというところを見るわけでございまして、今の次長が答弁をしましたように、今の段階でスポーツを取り切って対抗試合をするということは、私も考えておりません。

議長（小永正裕君）

大西君。

17番（大西章一君）

まあ、あの認識の違いかもしれませんけどね。そういうふうに、まあ今のところ考えてないということですが。まあもう時間がございませんので、また日を変えてですね、この件は質問させてもらいたいと思います。

以上で、質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

これで大西議員の一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩致します。

休 憩 11時 51分

再 開 13時 30分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、村越比佐夫君。

1番（村越比佐夫君）

通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

1点目、小学校児童の安全管理について。まあこれは委員会に付託されて、まあ事故のことをちょっと調査したんですけど、十分なまあ議論がなされんままであったわけです。ほんでそういうことでまあ議長と相談

して、まあ委員会に付託されて、その中でまあ質問するがはどうかと、またそらまあええじゃないかという、まあ許しを得ながら、まあ質問させていただきます。

なお、この件については非常にこう重要なことがまあありますので、まあ本議会の方で議事録としてまあ記載させた方がいいじゃないかと、まあこういう意見もございましたので、まああえて質問させていただきます。

1点の教育委員会が職員と協議をしているかと、2点目の、いうたらその事故発生から6カ月経過し、議会に報告できなかった理由についてと。まあこういう質問にしておりますけれども、まあ中身は十分教育長も承知しておりますと思いますので、まあ平たく書いております。

まあ我々議会としても、まあ行政の執行機関のチェック機関として、やっぱ町民が悩み苦しんでおるがを聞いたら、まあ放つちょくわけにはいかん。で、そういうそのまあ事件が、事故がどこにどう責任があるか。ないもんやったらないなりに、あるもんやったらある対応を責任持って全うしてもらわないかん。まあこれが我々議会のまあ活動の一環としてとらえるべきじゃないかな、まあこういう考えであります。

非常にこの事故の経過については時間がかかっておりますので、もうああ言うた、こう言うたと非常に委員会では言いぬくかった。言うちよう、言うちよらんのやりとりになるから。‘まあそういう考えの下で端的にまあ処理をし、まあ教育長が学校管理責任者としての、責任者として、責任ありますと、こういう答えをいただいたので、まあそれ以上のことは言いませんでしたけれども。

この9月の4日に事故があり、ほんで我々がキャッチしたのが2月の27、8日だったんです。それまでに、いうたらまあ保護者とのまあ対話いうたら保険の、いうたら学校保険の説明をしたいうぐらいのことでございます。その間、いうたら加害者の方、被害者の方は右往左往しながら学校へ行き、学校へ行ても親同士で話してくれ。教育委員会でも、何も処置をしてもらえなかった。対応してもらえなかった。非常に不満がある。

教育行政はどこをどう、学校の教育行政の中で学校管理は、いうたら教育委員会にあると明記されておる。ほんで、スポーツ保険。これも、いうたら学校の通学路、家庭の家から通常の通学路の途中でも事故があったら、保険が利くようになってちょう。そういうその制度である、その制度を、制度を活用して治療しよう児童の親御さんのとこに何ら、いうたらあいさつもしてない。見舞いも行てない。これで本当の教育長であるかなと。いろいろ人の話は邪推は入ってきますけれども、私は本当に、いうたらその委員会の職員の連携が取れておるのか。責任がある言うただけで、何ら足跡がない。言うたとこだけしか動いてない。その結果、一言も言うてもらえない。

物事を解決するために相手がある。相手と話し合いながら、ね。また議会で取り上げられた、議員とも話し合いしながら解決せないかん。黙って一人で、事務的でも法的でも処理ができるもんじゃないと思う。法的に処理しよういうても、必ず相手が出て来ないかん。

加害者の児童は、いうたら転校したじゃないですか。決して子どもの、いうたら本意じゃないと思う。早く加害者の対応を、被害者、加害者の対応しよったらね、こういう結果にはならなかったと思う。やっちょらんことが当たり前であって、やることはあんまり介入し過ぎる、こういう発想なのか。まだ入退院を繰り返しよう、被害者の方はね。

それで一生懸命仕事しよう言うたちやね、我々には通じないんです。僕がこの話を聞いてじきに教育委員会に聞いてもらった、ね。ほいたら職員は、ある職員は、いうたら補償問題になつちようきあんまり触らん方がええ、言わん方がええ、おっこうにせん方がええ。そりゃ加害者にしても委員会じゃおっこうじゃったら仕事するよばんきええわいや、そら。被害者の方は学校へも通えん、病院へ通い、病院へ入院したら保護

者も付いておらないかん、ね。外傷もない、点滴打つ、そんなことね、仮病であれだけの入退院を繰り返すような、いうたら親御さんもおらんですよ、はっきり言うて。おっこうなとか、ね。

それが僕が知った時点で、職員の中に充満しておる。職員の幹部連中も充満しちゅう。だから私は許せない。委員会でもきちきちきちきち、ね、議論をして手を早く委員会として下ろして、委員会の対応、保護者、加害者の対応きちっと、交通整理せにやならん思いよったけれども、なかなか数の委員やきにまとまらん、結果として、ね。

委員会いうとこは何をするとこなが。教育文化じゃいうて、今日のそれこそ資料の中にも書いちょうけん。僕、いつも言いようやろ。構造改革、ね、町おこし、特産品いうて口では何ぼでも言えるに。本当にそれを実務にやれるスタッフが揃うておるか。自分らができることやるじゃないですか。町民を目線で見て、ね、受け答えできるような体制の中で解決していかないかん。

私、昨日も大月へ行きしなちよつと時間があつたから、けんみん病院へ寄って主治医ともちよつと話した。若い、すっきりもの言う人ですわ。わしも気が弱いき、あんまりこうおどおど入っていたけんど、相手の受け皿がよかつたき、まあちよいちょい質問しながら聞いたけんどね。やっぱお医者さんですわ。前日、教育長と次長が来ちよつた。まあ町会議員の名刺渡したき、あんまり言うたらいかんき、ちよつと口つむりながら話した。そら当たり前よ。ああ、どうせ議会が始まるき来ちよつたな。そのぐらいしか、わしらは感じない。今こうやって来るがやったら何で最初に、私は行てやらなかったかな。今の病状の経過聞いた。むち打ちの方は5であつたら、学校へ行く不安というもの、学校に対する信頼、そういうものが自分の学力の不安いうものがもう10も20も持っておる。その、そこのいうことなることが病氣やき、これを何とか治さないかんというのが、主治医の話やった。

それは、いうたら先生とコミュニケーション取りながらやらないかん。だけど、はやもう教育委員会は宿毛へ向いて、いうたら転校さして分室へ行かしよう。何ぼ教育委員会が分室へ、宿毛の委員会へやったち、発生は、いうたらうちらから、責任は、いうたらうちにあるわけやから。

前、僕がしよっぱつに言うたでしよ。たとえ30分でも1時間でも時間があつたら、主治医か誰でもいい、1人、毎日、いうたら病院へ向いて面会に行ちやったらどうです、行かしたらどうですかということは、児童がやっぱ入野の先生が校長であろう、担当であろうが、来てくれようという、そういうコミュニケーションを持つことによつてね、児童のそういう、いうたら不安なケアをできる。

お母さんはこの子の学力、ね、病院のこといろいろ、先のことを心配しよう。それは教育委員会の事情であろう、担当の、いうたら職員であろうが、ね、行つてからいろいろ相談、悩み事とかいろいろそういうことを話を、世間話することが、いうたら皆さんの仕事じゃないですか。

それもようせんがやったらね、黒潮町には教育委員会はいらん、はっきり言うて。もうこんなのは民間に委託しなさいや。あれだけ言うておる。言うたことの行動、私が言うたのは、行動しておる結果、何回会うても行ちよつてこうやったということはね、詳細のことは誰一人言わない。ただ、加害者のとこ行ちよつた。おっこうにしてもらいとうない。そらそうよ。それを、それ、ええ氣になって。被害者がどんな目に会いよう。

私は同等に扱え、教育委員会としては、義務教育の現場でそういう事故があつたり、被害者、加害者ということじゃなくて、委員会としては両方が被害者と思うて対応しなさいや、こういう話から始めておる。学校で対応できることはここまで。そっから先は、いうたら教育委員会として話し合いして、対応しなさいや。それが何でできないの。分からざつたら何で聞きに來ないの。

わし、町長にも1回電話した。ちよつと教育委員会、委員長との相談にも乗つちやいなさいやいうて、で、

教育長にも町長にもこう電話入れちょうき相談しなさいと。なぜそれを言うたいうたら、町長は、教育委員いうものは任命責任があるわけですから、それだけのことは果たしてもらわんと。そうでしょ。食堂行て食中毒起こしたら板前の責任ですよ、経営者の。注文した人の責任じゃないでしょ、食中毒起こしても。差し出した人の責任でしょうが。通常、ね、自治体の中の当たり前の、常識の話が何でできないと、対応について。

私、一番先へ教育長にも言うた、補償問題がからんじょう。不当なことやったらけつたらええっていう。正当なもんやったらああいいう、やったら、払うたらええ。それをただ、正直聞かんとおって、人のうわさを聞いて、話しに行ったら言われたらいかんき思うて誰っちゃ触らん。そういう話が教育委員会にわしら一番先耳へ入ったのは、教育委員会で聞いた、ね。話が第一それやったき。ほんである議員らに話をしたら、いや、PTAの役員らも、いうたら補償問題、銭が絡んじょうきあんまり触らん方がええ言う。

そんなね、世論の中で何で解決がつきますよ。私は決して無理な話は、通常自治体として教育行政として、義務教育の場へ児童寄せて、ね、そこでけがした、さされた、さした、したにしたち、その両方の対応は教育行政が責任持つてせにやならん。うん。それを今まで、ね、いうたら保護者同士で話をしてくれと、学校行たら、ね、全部はねつけちょう。

ほんでお金のやりとり、12月までやりよったのを全部知っちゃう。先生も知っちゃう、教育委員会も知っちゃう。教育委員会がそういうことの対応、指導もできんのに、何でスポーツ保険が対応になったの。何を理由にして対応になったの。そういう指導ができんのに、その理由をひとつ6月議会までは、3月議会までに何で、いうたら議員、議会にそれだけの、いうたらスポーツ保険を対応して長期入院して、宿毛の教育まで転校させておるのに、何で議会に報告なかったの。その2つ。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

お答えを致します。

まず、事故発生から6カ月経過をして、議会に報告できなかった理由についてということからお答えをしたいと思いますというふうに思います。

事故が発生をしてから6カ月間議会に報告しなかったことについては、私の認識不足であったことを、まずおわびを致します。事故が発生した後、学校から、報告では、担任が痛がる個所を手で触ったり、本人にも確かめながら診たが、腫れや吐き気もないため、軽い打ち身と思ったと。その後も、いつものように放課後も元気で遊んでいる姿を見て、ほっとしたというふうにあります。このようなことから、学校で起きる日常のけがではないかというふうに私は認識を致しまして、重症ではないということから、議会に報告を致しませんでした。

しかしながら、けがをした児童は入退院を繰り返しておりまして、現時点でも今ご指摘をされましたように入院をしているということは、本当に私の認識の甘さがあったと思っております。このことについて、重ねておわびを致します。今後については、けがをされた児童が1日も早く回復をされることを願い、教育委員会と致しましては引き続き誠意を持って対応していきたいというふうに思っています。

また、この件に当たりましては、町内の小学校に対しましても臨時の校長会等を開催を致しまして、この危機管理について今回の事故を反省に立って、今回のような事故が起こらないように再確認をしたところであります。

それから、補償の問題のことを今言われましたけれども、補償の問題ということにつきましては、加害を

した保護者、あるいは被害をされた保護者から、このようなことについて私の所にただの1度も言われたこと、あるいは請求をされたということはありませんので、こういう問題について話をしたということについては、私はこれ、委員会の中でも話をしたことはありません。

（議長から「教育長、もう1つ、スポーツ保険の適用された理由、スポーツ保険が適用された理由は何かいうご質問。」との発言あり）

ああ、すみません。

それから、スポーツ振興センターについてのこの保険の適用でございますが、通常、学校でこのような事故が起こったときには、スポーツ保険の対象になるということでありまして、先ほども言いましたように、この事故は学校内で起きたということで、当然スポーツ保険の適用にはなるというふうに私は思っておりますので、その対応をしております。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

そのまあスポーツ保険対応になるいうことは、教育委員会の責任なんですよ、ね。ほんで教育長は、委員会でもわし確認したけれども、委員会の管理責任、これはもう絶対覆すことできないわけですから。その責任を、ね、開示する行動をしてくれいうて委員会にもう話をしちよった、ね。

あんたらは、いうたら委員会としての、ね、教育委員会でいうて、これは教育長にも問題あるんですけども、宿毛へ転校する折にも、ね、委員会の、いうたら議決が要る。その会議ですら事故の説明はしてないと、聞いてないという話をする、ね。そういう、いうたら委員会ですかと言いたい。

確かにね、むち打ちいうたら人にも分からんし、最初はそりゃ軽症でもよかろう。でも児童は、いうたら入退院を繰り返して、ね、けんみん病院の分室まで通わさな、通学ささないかんような状況の中でおるのに、保護者に、やっぱ保護者の対応をどうせにやいかんかいうことも、保護者も大事なのよこれは、ね。加害者の、いうたら、まあいうたら転校、中村へ転校したじゃないですか。何らそれに対する責任を感じてないに、あんたらは。軽症であつてもそういうぐじゃぐじゃぐじゃぐじゃ、いうたらその目との悪い折はのうが悪いじゃいうて休みよう、ね。

本当の委員会の、いうたら役割とか仕事とかね、こういう問題の解決策はほかにも何ぼでもマニュアルはあるはずなんよ、はっきり言うて。議会に対しても、いうたら主治医の先生が、ね、議員各位殿ちゅうような、こんなもん議員も突きつけられちょうんですよ。珍しい。これだけの児童が、ねえ、3年ぐらいの児童がこれだけの、いうたら状況なのに、先生が一緒、ねえ、来ない、容体を聞きにこないと。けんみん病院の分室へ行た、ね。担当の先生は、いうたらその児童を預けるためには申し送りせなならん。今までどういうドリルやりよったか訳が分からん、ね。宿毛の教育委員会はわざわざ大方まで来て、どこまでどんなことをやっちゃようじゃろいうて聞きに来て、ね。それからいんで、いうたらやりよう。大抵なものはもう申し送り。こっちがけががさして入院するがやき。本当に申し訳ない気持ちでね、本当に児童を思い、ね、この事故の、いうたら責任を感じたら、もう少し人間を扱うような扱い方してやってもらいたい。教育長。

ある雑談の中で、教育委員会でもわし、ある職員と話した。委員会で誰やろ、どの委員か知らんけど、いうたら補償して早う和解せえいうて言うたいうて。和解することは非を認めることやからできないと、こう言う。どこでどういうメンバーで話し合いしたか知らんけど、教育長の責任のあるということはどこにどう責任取って解決する思いで責任と答えたのか、その点、お答えください。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

お答えを致します。

先ほども言いましたように、今はけがをされた児童が1日も早く回復をされて、学校に登校をしてほしいというふうに思っております。で、これからは、子どもが学校に来るようになりますと、やっぱり学力の保障といえますか、そのようなこと、あるいは心のケア、そういうふうなものを当然やっていかなければならないというふうに思っております、そのようなことに対しては、私ども誠意を持って保護者にもお伝えをし、そして学校の方にもそのような形で指導をしますというふうなことで、話し合いをしてきたつもりであります。

それからまた、3月の定例議会後には加害をされた保護者、そしてまた、被害をされた保護者とも面会を再々致しまして、その話し合いの中で、困ったことがありましたら教育委員会の方にも相談をしてください、私たちができることがあれば誠意を持って対応をしますと、そのように話し合いをしてきたところであります。

まあそういうことから、今後もそのような形でやっていくと、それが私の、私たち教育委員会としての責任の取り方であるというふうに考えております。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

それは世間話で、責任取るちゅう話じゃないで、教育長。それは世間話、当たり前の話や、それは。困った折は教育委員が相談来てくれる、これは当たり前の話よ、そんなもん。それでまかり通る思うちゅうか、この議会が。それでまかり通る思うてんの。私も児童ね、孫5人、佐賀の小学校行かしよう。何でほいたら9月の時点で学校へも相談しに行き、教育委員会も来た、何で門前払いしちようの。ん。

私言うたでしよ、委員会でも。ね、軽率、軽くとらえちよった。それは、そういう、いうたら病気やから。やけど、学校へ、義務教育へ行かないかん、出席せないかん児童が、入退院を繰り返しよういうたら、このことが大事なんよ。このことが重大ととらえないかん。病気よりもそのことが重大なんだ、学校行けんことが、委員会としては。分かる、教育長、その点。病気は先生に任せなしやない。お医者さんじゃないき分からん。おっこうにして補償に、銭にしょうどちとか、そんな世論が充満しちゅう。その中で、黙って座りゆう。本当にね、こういう事故の保護者の対応が、もう極めてまずい。

ある家にちょっとこうね、行てもろうて、加害者がまあ見舞い金、まあ形で慰謝料で出して、ちっとばあまあ、いうていうたら銭出いたらはん例でね、例を作るきいかんじやと。教育委員会が事故やって見舞いやるのが、いうたら当たり前の話やお、これは。責任があると感じたら。そういうことが、責任持って解決する問題なんよ。例を作るきいかん。全部保護者で解決さいておる。わしがこの事件を取り上げてやりだいて2件聞いちよう。全部保護者で対応しちよう。小学校で頭切って何針か縫うた。お医者代はいうたら、いうたら保護者同士で解決、済まいちよう、ね。中学校では、いうたら生徒に馬乗りなってボコボコにして暴力振っちよう。そんな話も聞く。

全部臭いもんにはふたをせよ。今まではそれで事足ったかも分からん。でも、こう合併して佐賀の組はもうとにかく町民の立場に立ってすべて中心は、いうたら町民は主権者でありながら議員がそれに、いうたら引っ張られてずうっと解決してきた。大方は、権力が全部向いてしもうちよう。あんまりね、議会をね、軽視したらいかん。町長はじきに執行権、執行権言うけど、執行権であろうが何であろうが、議会で議決したら町長もうるそうなる、ね。

町長、この点についてね、まあ、あなた任命権者じゃが、重大な責任があると思う、この対応について。保護者に対してね、両方の。最初から僕は、被害者、加害者いうて選別、委員会からしたら両方とも被害者やと。義務教育で、義務で、いうたら学校作ってそこへ教育さしよう、集めてきようわけやから。同等の対応しなさいや。接触して、最終的にこうやった、ああじゃった言うた折には、ほいたら最終的に加害者に対して、被害者に対するお見舞いも一緒にして、まあものばあ言うてやとか、ね。そんなことしたらええけれどもやね、大の仲良しがそのことによって、委員会があっち放り、こっち放り、学校があっち放りするきにやね、最終的には加害者は、いうたら転校したじゃないですか。それで、いうたら困った折には教育委員会相談してください。それで責任じゃ思うと。こんな責任取るがやったら、誰でも教育長も町長もやるで、こんなもん。その話で済むがやったらね、責任という言葉を使うがやったら誰でもやる。

町長、この問題についても、これは最後やからまあ見解をちょっと、町長の責任の見解を述べてください。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

町長の責任ということでの見解ということですが、委員会にも申し上げましたけども、当然日頃のですね、学校での教育あるいは学校運営については、教育委員会あるいは教育長に委ねておるところですが、まあ任命権者でもあり設置者でもある立場でですね、それ相当の責任は当然あろうかと思えます。また、道義的にも責任があろうかと思えます。

まあ今回の場合、お答えした中ですね、まあ賠償につきましてはまあ公金をですね、そういうことに支出するということになると、それなりの理由が必要になります。まあ、管理責任の上で重大な瑕疵（かし）があったというようなことがあった場合にはそれに該当するかと思いますが、まあそういった点では今回の場合、それに該当しないという判断をさせていただきました。

まあ私の責任という点ですね、姿勢といいますか分かっていたきたいのは、私は教育長から最初に報告を受けたときには、正直言いまして教育長も言うておりますように、非常に軽微な状況というふうにお伺いしましたので、それほどにも思いませんでした。それでまあ、そうではないというような状況で、何回か協議も相談も報告も受けたわけですが、その時点で私はこのように申しました。教育長も次長もおったと思いますが、よく一般的にですね、交通事故が起こったりした場合に、加害者と被害者がですね、けが人のことはそっちのけですね、補償の問題等にこう頭を、先にそういったことに頭を働かすというような場面があるわけですが、そういうことは絶対あっちゃいかんと。ですからこの場合は、そのけがをされた子どもさんが1日も早く元の体になるということを柱に据えて、事に当たってくださいと。まあそういう意味ですね、当面は教育長がいろいろと動いていただけるということで、必要があれば私もというような思いで、そういう話をしました。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

まあこの件は3回質問しましたんでね、また9月議会でちょっと取り上げるけど、まあそりゃ答弁ならんで。

2点目。

まあ人権教育と部落問題について。1、特別措置法が切れて、部落差別問題を町職員と黒潮町民に対してどのような啓発をしていくのか。なぜあえてこの件を取り上げたいうたらね、まあこういう事故があった、そ

の折に、やっぱもしも差別やいうて我々言うてきたわけ。保護者に一切さわろうとせん、ね。私は、いうたら職員が同和教育を、ね、また人権教育を、まあ同和教育を柱として人権教育の研修なりへ参加して、自分のことのように勉強しちよったらね、こんな問題はね、起こらない。処理の問題は、ね。ここが大きな問題ですよ、教育長、ね。分からざったら何日かかったちかまんき、わしが教えちゃうき、この件は。言うちゃ悪いけど、ね。人権、人権って、あなたの人権を守らんに、自分の人権が守れるか。みんな履き違えちゃう。人権いうたらおらの権利じゃ思うちゅう。そういう一つのまあことで、この部落問題、行政としてもいまだに、いうたらいろいろ啓発をご苦労なさっておる中で、こういう事件が起こったら、もう、いうたら同和教育は終わった、ね。一つの安心感でこんな処理を、いうたら放棄しておる、ね。

そういう一つの、今の黒潮町の職員、また、町民の流れの中で、どうやって啓発していく。やっぱり町民が聞きよい、聞いて魅力のあるような学習。やっぱその人間として、家庭の中で参考になるような意見、ね。そういうことをちゃんと受け入れて、黒潮町のリーダーをとらないかん職員、また幹部皆さんが、ね、積極的にこの問題を解決するためにどうやってというね、やっぱ起案、立案しながら、やっぱ悩むこと知らなあ進歩もない。要求することがなけりや何もできない、ね。

今町長が言うたように、補償も検討したけど、補償に検討当たらないと、ね。誰が補償してくれ言うた。そんな言い回しをするから大きな間違いが起こるいう。そんな折、どおんと保護者に当たってみなさいや。申し訳ないと、僕らの責任です、ね。部落問題なり人権教育をね、十分に人間として、人として学習しちよったら、何にも怖いことないよ、そんなもん。

もう措置法がないなった、同和教育もするよばんなったいうて、ひとつのね、安心感がね、一般の保護者をこれだけ苦しめ、悩ましたじゃないですか。大きな犠牲ですよ、これも一つの。それに気が付いてもらいたい。私も議会で十何年間、がっしががっしやられた。県の議会らあでも、ね。これは運動しちよったら私もちませんよ、はっきり言うて。やっぱおたくらも指導的立場に立つがやったら、こういう機会に管理職会でも相談してやね、この問題はどっから手をつけて、どうやって解決したら良からうかいうて相談したら、誰っちゃあ、みんなキャリアが30年そこそこのもんばっかやが。ええ知恵も出てくる。

いつも、いうたら教育長や町長やいうて、その執行権じゃ権限ばっか言いようき、すること、自分が今せないかんこと、すべをみんな忘れちよう、町民に対して。黙っちゃよくがえらいようなもん。そうでしょ。私はもう学校へも何回も行った。どうせ教育長いうて来てもね、中身何ちゃ語らない。責任がある言いながら。黙っちゃったら絶対解決つかん、この問題は、ね。議長も心配しよった、町民がこれだけ悩みよう、ね。議員が心1つにならん。執行部も難しかろう思うて心配しよった、ね。全部職員の中から、こうじゃああじやいうて議員に手を付けらんようにやね、職員らも誰っちゃ口つかんようにして。どうやって解決をつける。児童は先生が治す、学力は先生がつける、ね。ほいたら教育委員会の責任と、ほんで保護者のケアでしょ、第一に。

だからこの人権問題と人権教育と、いうたら部落問題をあえて取り上げた、ここなんよ。教育長、分かる。教育委員長、長年ね、教育委員会におって、たいちゃあやりとりもしたけど、やっぱこういうことを中心にして、人間がね、育て、産まれて、成長するためには、やっぱ人権とね、やっぱ部落差別は避けて通れない、ね。そうでしょ。

オギャアと産まれた、はしかが一番先、黄疸（おうだん）がくる、順番なんよ、これは人間の。黄疸（おうだん）がきてね、その次はしかがきたり、ね、何やろじやいうてこう自動的にそういう病気を乗上げて、初めて一人前の大人になる、ね。その大人の社会の中へ入ったら、ね、差別や人権問題つかかってくる。生活するために、ね。その基礎になるのが、いうたら人権教育であり、部落問題だということをね、認識の

上で、教育行政のね、仕事の役割に携わってもらいたい。

その信念があるかないか、教育長お願いします。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

お答えを致します。

2002年3月に地対財特法が失効を致しまして、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の第4条には国の責務を、それから第5条には地方公共団体の責務が明記をされておりまして、黒潮町においても部落差別の問題をはじめ、すべての差別の解消に向けて人権教育、人権啓発をしっかりと推進していかなければならないというふうに思っております。

既に黒潮町人権施策推進基本方針を策定を致しまして、現在は学校教育、社会教育、就学前教育が一体となった人権教育を推進するために、黒潮町人権教育基本方針及び基本計画の策定に向けて、現在取り組んでおるところです。

人権が尊重される社会を築いていくために、町民一人ひとりの人権意識を高めていくことが重要ですが、特に公務員、教職員など人権にかかわりが深く、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められる職員に対する人権教育を充実する必要があるというふうに考えております。

役場職員には人権問題の解決に向け積極的に取り組むなど、人権尊重の社会を実現するために先導的な役割を果たすことが求められておりまして、職員一人ひとりが公務員として必要な人権感覚を身に付け、人権の視点に立って職務を行うことが必要であるというふうに思っております。

特に日常業務においては、公権力の行使にかかわる職員や町民と接する機会の多い職員、社会的に弱い立場に置かれている人たちと接する機会の多い職員などは、職務の内容に応じてきめ細かな人権感覚を身に付けて、職務に従事することが必要である。また、人権にかんする研修内容の充実も図っていききたいと、そのように考えております。

また、児童生徒の人権を擁護すべき立場にある教職員には、豊かな人間性や幅広い教養、児童生徒を直接指導する実践力、保護者との連携、協力といった資質、能力が求められておりますが、これらの基礎となるのが人権問題に深い認識に基づく豊かな人権意識であり、経験段階に応じた研修や、職責に応じた専門的な研修、自己啓発的研修を促す研修内容や研修方法を充実をさしていきたいというふうに思います。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

答弁、ちょっと短い、時間がないなりようき。まあやるということやから、まあそらそうやってもらわないかん。当然のことよ。

ほんでね教育長、ほんまに私、こう議論もしたい。したいけどそういう、まああまりね、こういう立場でありながら、だれも落ち着いて話を、声かけてくれんきでせん。また暇な折は行くきに。

まあそういうことで、一応この2番については、もう1回のまあ答弁でやるということであって、やっぱこう後ろのまあ議員さんらあにもね、そのことは聞いていただきたき、まあみんなが一緒にやってもらえると思います。そういうことを期待して。

まあ、時間がないから3番にいきます。

町発注の工事について、今までの工事の検査とか、十分やった上で受け取っているかと。まあこれは、通

常世間話の中の質問です。まあこれは1 工事まあ1 億何ぼあの工事やって、擁壁があって、その残土、裏のいうたらその埋めるのがいうたら碎石とかまあいろいろ、材質はまあ知れんけど。まあそういうことで、ちょっとこう喫茶店なんかで聞いて、がしがしやっと。まあこれは、何も悪いとこへ指で触るということじゃなくて、まあ悪いとこはもうドリルで穴開けて点検してもらいたい。というのは、写真は、いうたら碎石を入れたとこ撮っちゃう。それ以外は土だけ入れちゃうと、こういう話を聞いたんです。本当かうそか知らん、ね。

ほんで、それでいうたら、まあそりゃそれで分からんことじゃないが。やりそうななという気持ちあるが。ほやけど、この仕事の中の、いうたらそのね書類上、設計、ね、実施設計の、いうたら設計どおり碎石が何立米要って、ね、よいのか。ほんで、設計変更を再生の、いうたらその碎石を使うた、何の単価、こういうものの手続き。県に、いうたらそういう設計変更の届けをしたのか、してないのか。こういうことをちょっと、簡単ですがお聞きしたい。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは、村越議員の町発注工事についてですね、（村越議員から「時間がないから短く言うて。」との発言あり）はい、まあ検査等どのようにしてるかということで、お答えしたいと思います。

基本的には県の検査基準、または黒潮町の請負検査規定に基づいて検査しております。ご質問のところですね、部分につきましては、平成18年度の工事であります。議員の皆さんご承知かもしれませんが、ブロック等をついて、その裏に碎石、昔でしたら石を砕いてそれを入れてましたが、現在もそれもあります。その上にですね、今再利用というのが全国的な社会問題というか課題にありまして、コンクリートの碎石ですね、ビルなんか、まあ役場のこういうもん壊したRCというやつですが、これの碎石も利用するようになってます。

その中で、ある業者がですね、自分ところのその取り壊しを元請けをしまして、それを碎石、RCを作りまして、それを利用したという経過がございます。そこで、業者の第三者の方から指摘がありまして、指摘があったのは今年の2 月ごろです。まあ町の方もですね、それに対してどうしても対応せないかんということで、その材料を町の方で取ってですね、第三者機関に検査を依頼しました。それで、その材料そのものについてはずね、県の、まあ要するにRCの基準には該当しておるということで、大丈夫というふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

まあそういう話聞いてね、僕何でそれあえてまあここで話したい思うたのはね、あの王無のところで擁壁がぱかっとふくれたね、開発公社が工事やっちゃった。あの折に、見た折に、ああいうその水のはけ口の穴が開いちゃうのに、その裏側には碎石らしい、ね、ものがない。土ばっかやった。ほんで、穴から水が出んから吹きぬいたと、ね。まあこれ聞いて、あつ、これはそういうその再利用もいろいろ法的手続きがあるはずじゃが、ね。ほいたら、現場でその当事者が自分が元請けして現場へ持てきて、砕いて、誰やろうじゃないかのっそで入れたか。その折に、そのコンクリートやからコズが流れ、こうやるとコンクリートで固まるが、またその砂みたいなやつがコンクリみたいに役割果たいて穴が詰まるがじゃないかなと、ね。そういうこと

をまあ想像しながら、考えよったわけよ。ほいたらまだ今年もまあ何メーターかいきますわね。ほんでそんなことと同じことやられたら、当たり前のように業者に思われたらね。やっぱ再利用の骨材を使う見積もりと、新しいものを買って、まあこりや立米何ぼや知らんけど、たとえ50 円高かろうや低かろう、その差額の、僕は実際に、いうたら設計変更、見積変更して、県の方へ書類も手続きをしたがかなあと。ただ口頭で、もうそんなことややこしいけんいうて、町長の職権でかまん言うたきやったいうてね、やられたら大変やなど。せつかくきれいな擁壁なっちゃうがが、また倒れてきたらけがもする。ほんで、その再生利用をするためにもやっぱ順序があって、現場近くでその業者がクラッシャー持てきて、そこで現場で砕いて、選別機をそこへ置いて、ね、選別して、まあ40 ミリか30 ミリぐらいらしいわ、それで入れれるのであれば了解と。でも、それをせんとやった場合には、大変ですよいうて僕、ある所で聞いたんよ。

その点どうですか。その機械。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

（村越議員から「簡単に言うてくれよ。時間。」との発言あり）

大方まちづくり課長（松田博和君）

お答えします。

基本的にですね、設計変更についてですが、18 年ですね、18 年の工事はですね、今馬荷の方は過疎債、過疎（後段で「辺地」に訂正発言あり）の指定を議決をいただいてやってますので、町単独事業です。補助金が入っておりませんので、県の審査は受けておりません。町の設計でやってます。その中でまあ基準がありましてですね、この材料はまあ県の基準に基づいて積算しておるというところであります。

それからもう一遍、使用する方法ですが。ここがですね、業者さんの方ともいろいろまあ協議をしたがですが、県の再利用の国土交通省の基準がありまして、請負業者がですねその現場で、工事する現場じゃなくて、ものですね、コンクリートの建物がある所、その所でですね、元請業者が臨時に碎石機を持ち込んでですね、そこでRCを作って別の所に利用すると、まあ今回の場合ですが、それについては何も法的問題はございません。そこは確認、県とですね、何回も確認をして、そこは確認しております。

以上です。

（議場より「馬荷は辺地や。」との発言あり）

ごめんなさい、辺地で指定を受けて、過疎じゃなくて辺地ですね。失礼しました。

議長（小永正裕君）

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

あと16 分じゃが、質問の時間はどんななっちゃう。

（議場より「16 分です。」との発言あり）

ええ。

（議場より「16 分。」との発言あり）

答弁のんも入るがかえ。

（議場より「答弁は入りません。」との発言あり）

入りようぞ。これおらのがプッププップ。

（議場より「入ってない。止めてください。」との発言あり）

入りようがやも。

(議場より「入ってないです。」との発言あり)

入りようちや。

(議場より「止めてます。止めてます。」との発言あり)

人が答弁した思うておらの時間にすんなや。

まあ基本的にはそうなんで、それはよう分かっちゃうんです。でも、全部がそういうその碎石再処理のものの入れたとこばっかじゃないという話聞いた。これは次のステップがあるから私、あえてまあ事を重大にとらえ、まあ現場見てないからとらえるわけじゃないけど、こういう間違いをね、一般の人から見て誤解されるような工事工法は、なるべく業者を指導してね、正規の手続き取って、工事をかかってもらおうと。その、いうたら監督責任は、たとえへき地債であろう、過疎債であろうが、なんぼ町の権限じゃいうても、安い、ね、原料使った場合には、いうたら減額して、支払いをすとかいう、ね、こういう手順があるはずなんよ。ああもうややこしいきええわいうてもう、ね、やりそうな。まあそういうことで、もうこれは時間ないから3点目はこれでおきます。

ほんで4点目。まあ町長ですか、この砂浜の管理について、私いつも思うたんですよ。この四万十町から四万十市の四万十川から流れちゃうね、流木、それがまあいうたら89.9パーセントばあ、まあ90パーセント近いばあ上がりようわけよね、この砂浜に。で、これを、いうたらNPOとかまあいろいろ、その協力のボランティアでやりようようなことを、まあ聞きますね。

ほんでこれ、砂浜の管理は黒潮町、あこの財産わし、建設省かどっか国の財産じゃないかなあと、登記上。まあ昔の、いうたらその塩炊きよった人の個人名義なっちゃうがも聞いておりますけど。これ、毎年の対応、水が出てね、あれだけの流木が来てよ、まあ小松君らも協力して、ボランティアでやりようような一員らしいですが、大変苦労しよう、うん。ええわや。もう時間がないき。ええ。

ほんでね、一番そのNPOの、いうたら砂浜美術館のメンバーにしても、いうたらそういうその清掃しよう人らあも、一番この暑い折にやる折にはよ、せめてタオルの1本かジュースの1本ぐらい持て来ちゃったらどうえと、ね。佐賀らやったら塩屋の浜清掃しよう人らあには、まあある時期が来たら感謝状の1つでも渡しよりますわ、ね。ほんでこれからもうそういう機会があったら全職員がやね、町会議員も含めていろいろな諸団体のもん号令かけてやね、その清掃にいうたらもう1日やね、やるぜよと、かかるぜよというね、号令をかけますというぐらいの町長のこの砂浜のね、管理についてよ。やれん場合にはやった人について、いうたら職員でも担当でもええわえ。いいですね。手の1本でもそれへ向いてジュース包んでこう持ていちゃるばあ、いうたら予算計上ばあことはわしはできてると思うがよ、ねえ。それができんがやったらもう県の土木と、それからいうたら四万十町、四万十市にある程度の、いうたら清掃のね、経費をね、協力してくれやと。県には、いうたら森林税をちとこっちへ回してくれやと。そのぐらいのね、ものを申してくれなよ、うちばっかでえらかつたらいかんちや。やつば外づらも偉うなけりや、ものを要求するに。そうでしょ。

その点どうですか。

議長(小永正裕君)

町長。

町長(下村正直君)

課長の答弁も予定しておりましたけど、時間も無いということで、私が答えさせていただきます。

今、村越議員からご質問がありました内容についてはですね、年にシーサイドはだしマラソンの5月の連休の前に、あるいは、その11月頃になりますでしょうか、ボランティアを呼びかけてですね、全町的な取り組みとしてやっております。ほんでまあ、費用は特に出ないということで、まあ手袋とかですね、タオルと

かそういったものは配布したりは当然してるわけですが。

まあそんなことで、我々もおっしゃられるように奥の方の市町村のゴミがですね、大半を占めてるわけですし、非常に不公平じゃなあとというような思いをしております。ですから、機会があるごとに幡多広域の会でもですね、何度も私、そういったことも呼びかけも訴えも致しました。それから、県の方等、国の方等の会合のときもですね、そういったことを提案、提起してですね、いろいろ話しております。

まあそういうわけだというわけじゃないでしょうけども、平成19年から災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業、非常に長い名前ですが、この事業が国交省、国の方で出来まして、その海岸清掃の補助金が出るということでしたけども、よく調べて聞いてみましたら、1カ所にまとめて1,000立米以上の流木、しかも、費用の70パーセントというようなことでしたもんで、どう考えてもですね、該当しぬくいわけです。

それで、そんな文句も言っておりましたところ、またそのせいでもないかも分かりませんが、平成20年、今年からですね、同じ名前のこの事業が拡充されまして、流木プラス漂着ごみ、ごみ全般でかまんと。それから、点する合計で1,000立米以上あればいい。それから個々の管理者がやる仕事じゃなくて、ボランティア的に関係者が効率的にやるということが対象になると。それから補助率も70から100に、ということで、これはちょっと使えそうだなというふうにも思っています。まあ現実には17年の23号台風の時、あいった状態じゃないと、去年、おとしあたりのゴミくらいではどうかという気も致しますが。

いずれにしても詳しく調べてですね、こういったもの大いに活用して、砂浜、海の景観を保つようにしたいと思っております。

以上です。

議長(小永正裕君)

村越君。

1番(村越比佐夫君)

もうこれ、ずうっと合併する以前から僕、そのことは気になりよったけど、まあ人のことやき言われん思うてよう言わざったき、ほんまに。ほんまにこうボランティアでまあ砂浜美術館のメンバーとかライオンズクラブらが、まあこうして浜を清掃するきに何時に集まれいうて、佐賀でおる折もよう聞いたことある。

けど職員が、ね、集まって、まあその連休前、行事やる前にきれいにすとかじゃなくて、普段の台風あげとか、これは総務課長ね、やつば一つのもう管理職の長としてやね、町長と相談しながら、ね、職員に全体に呼びかけて、もうこれは今一番、いうたら職員が給料がええいうて批判くいようき、何とか大衆の前へね、ボランティア的に協力するがと、いうたら鉢巻きしてその浜を清掃しようというてこう、ね、やつば職員やにやあところ評価をちといただくような行動しようよと。今年の台風でよ、ちょっと流木が上がったら、課長がひとつ音頭を取ってやったら、やる考えございませんか。その点、簡単でいいです。

議長(小永正裕君)

植田総務課長。

本庁総務課長(植田 壯君)

再質問にお答えさせていただきます。

これまでもですね、今町長が申されましたようないろんな災害があったときに、ごみが上がったときにはですね、当然職員にもですね、それぞれ今までもこれまでもずっとこう声をかけてですね、それぞれボランティアで出ていていただいておりますので、まあこれからですね、そういう姿勢で臨んでいきたいと思っております。

(村越議員から「もう1回かまんかね、もう1回かまんかね。」との発言あり)

議長（小永正裕君）

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

まあいろいろ邪推も入りながら言うたけどね、私一番そのこと気になりよったんよ、この合併した折に、大方と合併して黒潮の町会議員として、何をこう提案して、何をこう美しく、いうたら喜んでもらえるかな。職員として、ボランティアで年に何回かそういうその対応の後即、即日曜日とか土曜日の日に号令かけて、松原、砂浜のどこ、まあいうたら鞭のどこからずっと、たとえ 100 メーターであろうが 200 メーターであろうが、鉢巻きして汗たれながらやね、ジュース飲みながらでもええが、こう清掃していきよう姿を町民に見さいたらほんまに、俺はまあ職員は給料が高いきええことというて皮肉ったような、ひがみみたいなが聞くことないが思うて。やっぱ働くためには喜んで、ね。町長、俗に言う各地域に活力を、ね。生み出いていくがなあと。そういうまあ姿勢を町民の前に見せていただきたいなという考えであります。

町長、その 1 つの例としてやってみたいなという考えがあったらお答えください。

以上。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

ご提案ですが、浜のですね、清掃については、当面今までの取り組みでいきたいというふうには思っておりますが。

一方でですね、白砂青松の松の木の根元を白い砂浜にするという取り組みについては今実験中ですけども、いずれですね、全職員に 1 本の松を管理してもらう、また議員の皆さんや、（村越議員より「松を管理せえ言いようがないがで、ごみ、ごみ。」との発言あり）いや、一緒のことです。含めてですね、そういった取り組みはしていきたいと思っております。

1 番（村越比佐夫君）

はい、どうもありがとうございました、ご丁寧な答弁。

議長（小永正裕君）

これで村越君の一般質問を終わります。

この際、15 時まで休憩致します。

休 憩 14 時 40 分

再 開 15 時 00 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、竹下芙佐雄君。

16 番（竹下芙佐雄君）

通告書に基づきまして、簡単に簡潔にご質問を申し上げたいと思います。

まず 1 点でございますが、あかつき館運営と利用について。

ご承知のように、このあかつき館を建設した当時、非常に悪評を買いまして、建造をされた内容というのが非常にこの使い勝手の悪い内容であったために、いろいろ批判をお受けしました。今でもなかなか中で話ができぬくい、非常にこう防音効果も取り入れられてない、10 億かけて建設したわりにしては、1 番安い建築材、

コンクリートと鉄骨、外材この 3 つの品で固めた建造物。恐らくかなり設計屋が懐を肥やして帰られたと思うんですが。そういう構造物であったために、いろいろ面食らって当時からやっぱしあかつき館の利用というのは、あまり大して町民からも賛同いうか得てなかった。しかしこれ建った当時、建設計画の前のいわゆる考え方では、公民館活動の拠点としてこのあかつき館を、なんとかこの入野松原の中に造ったらどうかということの話し合いから始まってきたわけです。従って公民館活動の拠点として、やっぱしどう生かしていくかということが、これからのせつかく造ったものであるから、これを 10 億もかけたんだったら、一応活用すべきいう考えのもとに、お尋ねを致しておるわけです。現在の運営内容についても、いろいろそれぞれの取り組みがされているようですけども、決して町内の文化振興のために役立つような、運営内容ではないんじゃないか。もったこう私が持っておる疑問からしても砂浜美術館、建物はないにかかわらず砂浜の美術館というのは、なかなか町も力を入れてこの宣伝をされておりますけれども、あかつき館という公民館活動の拠点地として建てたこのあかつき館の中の公民館活動、これは非常に乏しい内容になっております。非常におかしな内容じゃないか。そういう考えのもとにこれをもうちょっとやっぱし考え直して、運営内容を改善をすべきじゃないかという考えですが、まず現在の運営内容についてどういう受け止めをされているのか。

それから次に公民館活動の拠点として、企画や組織機構の整備充実を図るという要望でございますけれども、この機構整備のあり方、組織機構のあり方、これもやはりもったこうかなり重きを置いた点で検討をすべきではないかという考えです。どうでしょうか。お尋ねを致します。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

それでは竹下議員のあかつき館の運営と利用について、現在の運営内容はとの質問にお答えを致します。

大方あかつき館は大方町の文化活動の拠点として、平成 10 年 4 月に開館を致しました。施設としましては上林暁文学館、図書館、レクチャーホール、町民ギャラリー、調理実習室、会議室等からなる複合施設となっております。組織機構につきましては、大方生涯学習係と大方文化振興係からなっておりまして、大方生涯学習係に一般職員 2 名と非常勤職員が 1 名、大方文化振興係に一般職員 2 名と非常勤職員が 2 名、それに臨時職員が 1 名の計 8 名で業務を行っております。なお文学館、図書館とも教育次長が館長を兼務をしております。

開館時間につきましては、平日が午前 8 時 30 分から午後 6 時 15 分まで。土曜、日曜は午前 9 時から午後 5 時 45 分までとなっております。

業務の内容につきましては、生涯学習、生涯体育に関する事や文化振興、文化財保護に関する事、さらに図書館の整備管理や文学に関する書籍あるいは原稿、文献その他の資料および文学者の遺品収集や保管および展示閲覧などを行っております。また文化振興にかかる講演会、講習会等の教育普及活動も行っております。このようにあかつき館の活動内容は多岐にわたっておりまして、町民に幅広く利用をされております。なお 19 年度の入館者につきましては、大方図書館へ 2 万 4 千 5 百 12 人、蔵書数が 3 万 5 千 8 百 8 冊です。貸し出し数は 5 万 8 千 14 冊となっております。またレクチャーホールの利用が 46 回。これは 1 日に 2 回の利用がありますので、回数で 46 回ということになっております。それから町民ギャラリーの使用が 101 日、会議室の利用が 148 日というふうに非常に利用の方も多くなっております。

次に 2 番目の公民館活動の拠点として、企画や組織機構の整備を図れということでございますけれども、大方あかつき館での業務につきましては、今答弁をさせていただきましたけれども、第一次黒潮町総合振興計画の中でもこの大方あかつき館を、生涯学習活動の拠点と住民文化の拠点というふうに位置づけをしております。こうした生涯学習活動においては、各種社会教育団体の育成と連携を深めまして、生活課題や社会的課題に応

じた各種の学級および講座、行事などを設定をしまして、生涯学習活動の充実をより一層図っていく必要がございます。また芸術文化活動におきましては、上林文学館の充実と魅力ある図書館づくりを行う必要があります。現在郷土の文化人の作品や業績などの情報文化事業やイベントなどを、ホームページにより情報提供を行っております。

さらに本町におきましては各種の文化サークルもありまして、それぞれの活動を行っております。19年度につきましては27団体が登録を致しております。このように黒潮町文化協会との連携により広く芸術文化事業を実施していく必要があると考えております。図書館活動におきましても、誰からも親しまれる魅力ある図書館となるように、常に新しい情報や資料を提供をしております。この他にも文化財の保護あるいは継承、スポーツレクリエーション活動の推進等多くの活動を行っております。このように現在大方あかつき館を拠点とした幅広い取り組みを行っております。今後もこれらの取り組みを引き続き推進をしていきたいというふうに考えております。

議長（小永正裕君）

竹下芙佐雄君。

16番（竹下芙佐雄君）

大変かなりなその活発なというか、かなりこう充実味のある内容で説明をされたわけですが、今後もやはり町民の中に広くこの文化振興を図っていく、今公民館活動ではいわゆる短詩系文学というか、短歌会とか俳句会それから絵画クラブいろんなそれぞれの趣味芸術をかなり名の通った方々もおって、純文化的な活動を進めている。だからこれはもういわゆる砂浜美術館とは比較にならない内容。そういうことをやっぱしきちっと町のかかなりなその行政方針の中にやっぱし組み入れて、やっぱしこれを生かしていって欲しいと思います。ご答弁はこれで腹に入りましたので、これでおきたいと思います。

2点目の水産商工経営資金貸し付け制度について。

これかなり以前からもこの貸付金制度の内容の中で、やっぱし、損失補てんが町が行うということで金融機関と契約を結んでおるという点では、将来の財政運営にも大きなこう障害になるんじゃないか。今貸し付けている時点ではこれを早く回収とかなんとかいうことにはならないと思います。契約通りに運営をしていかなければならないけれども、これやっぱし町の公金でもって損失補てんをするということは、これはやはり一般的には公金で一部個人のものの損失補てんをするということについては、これは認められる内容じゃないわけで。率直に言ってよもし支払いが不能に陥った場合、これから先の状況を考えた場合に、漁業とか商売とかいろんな企業経営者のやりくりが非常に大変な時期にきている。そういう状況の中で貸付金制度がはたして焦げ付きにならないという補償はない。借りた本人同士は借り入れる方々はこういう利用ができる制度があって、望ましいことかもしれないけれども。しかしもしこの支払いができなくなった焦げ付きの場合は、町民が全部肩代わりして欠損を支払いをしなきゃならないということになるわけですが、私はそういうその金融機関の結んだ欠損問題、欠損に対して町が補てんをしようという内容の項目だけはやねえこれは改善する必要がある。制度は残しておく。そういう考えでおりますが、今後もそういう状況を踏まえてそのまま続けていくのかどうか。今後も申請があればですねそういうことを続けていくとすれば、これは財政健全化の観点からとらえた場合にどういう判断をされておるのか、どういう見解を持っておるのかいう点をお尋ねをしたいと思います。

この2つについてお伺いを致します。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（矢野健康君）

竹下議員の水産商工経営資金の制度の運用についてのご質問にお答え致します。

水産業経営資金、商工経営資金ともに経営資金に当てられるという制度で、長年佐賀地区で運営されております。原資として町がですね漁協、商工会に貸付行いまして、それを金融機関に預託金として預け入れ、この8倍の融資枠を設けて漁業者、商工業者に貸し付けているものです。

回収状況についてのご質問でしたので、私の方から先に説明させていただきます。

平成20年5月末現在の状況ですが、水産業経営資金では6件の貸付となっております。融資額が7,200万、貸付残高が3,661万5,000円となっております。水産業の貸付においては漁船の大きさによって限度額を定めておりまして、2トンから15トンが250万以内、15トンから20トンが500万以内、20トン以上が1,500万円以内となっております。償還期間は3年以内でありまして、現在のこの6件のうちですね3年償還のものが4件、1年償還のものが2件となっております。分割納入をされております。現在ですね6件の貸付のうちで月末までに納めてもらってますが、1カ月滞納のものが2件現在あります。それから商工経営資金では10件の貸付となっております。融資額が2,800万、貸付残高が1,350万8,000円となっております。商工資金の限度額は300万円以内でありまして、償還期間は4年以内となっております。この中で償還期間10件の中で4年償還が9件それから3年償還が1件であります。商工資金ではですね5月末で滞納1件がありましたが、現在はすべて納めておりまして滞納はありません。

両制度で16件の貸付となっております。融資総額で1億円となっております。貸付残高が5,012万3,000円の貸付残高となっております。言われるように返済が少し遅れる場合がありますが、その都度ですね貸付の金融機関また関係の機関、これでは漁協とか商工会になりますがそのほうで協議を密にして、その返済計画に基づいた回収に努めております。融資規則に基づいて償還されております。現在のところ償還されております。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

それでは竹下議員の水産商工経営資金貸付制度についてのご質問にお答えを致します。

今後も申請があれば継続して貸付を行うのか、財政健全化の取り組みの観点からどのように受け止めているのかということですが、今課長が説明しましたとは別にですねつい最近水産の方でですね、4カ月滞納しておってこのたび全額払ってというようなケースもございましたので、だんだん厳しい状況になっておる感じております。そういった点ではですね非常に財政健全化の面で心配されるところがございます。しかしながらだからこそ漁業者、あるいは商工者にとってですねこの資金の貸付利用がですね、よりこう大切といえますか意味をもつことになってきております。そういった意味で現在貸し付けて回収を行っている契約に基づいて状況が今説明したような件数もございますし、これについては当然ですがこれから先もですね融資を制度に従ってするというふうに、きのうの山本議員の質問に対しても明言も致しました。が、我々としてですねそういった町民に対して公金を使うわけですので、もしということがあればですねちゃんとした説明のできるということが非常に大切です。そのために若干内容的にですね要綱規約それから契約書の中身等でちょっとおかしいかなという部分も感じますので、そういったことの整備あるいはきのうお叱りもいただきましたけども、そういったリスクの分散、関係機関にもですね一定そのあれを持っていたこうというふうな相談、そういったことでまた審査のですね、厳正な審査をより厳正な審査をするといったことを、すでにやっておりますしそういった取り組みで進めていきたいというふうに思っております。

議長（小永正裕君）

竹下芙佐雄君。

16 番（竹下芙佐雄君）

今後も続けていくということであるけれども、非常に心配な点はこの制度が旧佐賀町で始まった当時というのは、いわゆる経済がかなりこう高度化していく比較的にその住民のみなさんの暮らし向きも経済もかなりこう高度化していく、経済が上がっていく。そういう状況で所得がだんだんだんだん上向いていきよる状況の中であつたということと、そういう中でいわゆる基幹産業の整備というものが、基盤整備なんかが重視せられて、取り組まれてきた当時の状況と、今の状況というのは逆に今度ら経済が落ち込んでいく、後退をしているわけです。そこへご承知のように原油高とかいろいろな悪条件が重なって、結果的には住民の暮らしそのものももう落ち込んでいる。すでにイカ釣り船がもう操業を休む。あるいはカツオ、マグロも操業を見合わすとかいろんな形で漁業もこの水産関係を取り巻く環境というのが、非常に厳しくなってきた中でこれからもやっぱりこの制度をそのまま見直さずにおく、ということになると今言った焦げ付き問題とかそういうものが発生した場合に、これはもう当然損失補償という制度のうたい文句があるわけですから、当然焦げ付きが出た場合には町からその損失を補てんする。回収ができる見通しがなくても、それを補てんをしていかなければならない。結局借りた皆さんが支払いができなくても、町がそれを保証するというこの制度ですから。そういうことを考えた時に実際にそういう焦げ付き問題等が生まれたときに、その補てんをしながらね、やっぱり住民にそういう個人負担をかぶせていくのか。これは町の損失補てんというのは町民全体の損失補てんですから。そういうことを考えた時にここらあたりの問題をどうするのか、もっとかなりこう慎重に検討する必要がある。この状況だけではちょっとずさんな運営になるんじゃないかという考えありますが、そこらあたりどうですか。もういっぺんお尋ねをします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

先ほども答弁お答えを致しましたけども、法人に対する政府の財政援助の制限にかんする法律の中でですね、いわゆる債務保証というのはしてはいけないというふうになっております。開発公社の場合は若干違うわけですけども。が損失補償については特に禁止されていないわけですし、損失補償でということに制度はなっているわけです。が実際にはですね私どもの今の契約書の中にもですね、損失補償ということで成り立っておるにもかかわらず、中の2条かの言葉の中にですね債務保証という言葉も出てきたりしております。そのこのへんがですねもっと整備するべきじゃないかと私の思いのひとつですが。そのようなことでいずれにしてもこの法人に対する政府の財政援助のうんぬんという法律で言わんとするところはですね、本来行政がそういった貸し付けや融資を保証するべきではないんじゃないかというようなニュアンスがあらうかと思います。がしかしながら現実には今旧佐賀町の議会で議決をしてですね、現実に行ってきたおるとまた今契約に基づいて貸し付けておるという状況があります。そして先ほども言いましたように非常にそういった面から心配はありますけれども、町のですね基幹的な産業でありますその水産あるいは商工の皆さんがですね、今この制度を取っ払うということになりますとたちまち大変なことになるという現実がございますし、これは当面継続していくべきと。またその責任が私にもあると同時に町民の皆さんに広く説明する責任もある。そういったことでより厳格な審査に基づいてですね貸付を行って回収努力もしていくということ以外にならうかというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下芙佐雄君。

16 番（竹下芙佐雄君）

指摘をしておりますその心配な点、これは非常に重大ですのでこの点をやっぱりじっくり受け止めて、そういう中での運営というものをやっぱりこれからも考えていって欲しいと思います。

3 点目の教育についてでございます。

耐震強度の調査をされている、先の質問者の中にもいろいろ問われてきた内容ですが、私はこの耐震強度に対して財政の見積もりこれらを耐震化を図るための財政というのが、非常に気がかりな。財政問題については限られた財政運営の中で、より効果的に取捨選択を厳密にしながら、取り組むべきところはやっぱり取り組んでいかなければならない。それから切り捨てるところ、それから凍結をするところそういうやりくりの中で、やっぱり学校関係の耐震強度の問題については早急に取り組む必要がある。その場合に金がないからこの耐震強度を図ることができないということになるとこれは大変な問題だと思う。今の財政運営の中でシミュレーションでは約72億という金でございますが、それが今年度一挙に膨張致しまして、約80億位にこう近づくんじゃないか。その分についてはほとんどがいわゆる公債費で膨らまして、予算を計上していく。この行為がですねずっともういっぺんシミュレーションの押さえをたがをはずすと、あとはもう毎年財政が膨らんでいくような感じがするんです。そういう観点からこんなことを申し上げていいかどうかわかりませんが、合併前の旧町においては、すでに財政破綻寸前までこういつている市町村もなかにあつたように思うんです。で、それが単独でやっていけないから合併をするというような市町村が他の地方でもあつたようですが、そういった内容の中で結局、うちでもだいたい1人当たりの借金の全部公債のあれを割り当てますと、だいたい1人当たり100万を越える額の負債を抱えておる。というような内容もあつてこれが今からこれから先人口数がだんだんだんだん減ってくるわけですね。人口数が減ってくる、恐らく1万1,700人になるだろうということですが、それ以下に減るんじゃないか。人口数が減ってくるといわゆる税収の落ち込みということも当然出てくる。そういう中でやっぱりこの起債でやっぱり膨らましていくと、いわゆる借金財源に依存した内容の中で、いわゆる個人の町の累積赤字の負担額もどんどんどんどん増えていくという形になってくる。こういった問題を考えたときに、私はやっぱりシミュレーションはやっぱりこれはやっぱり確保しながら健全な財政運営を努めるべき。一般会計の中でもいろいろそういうことを感じるわけですが、そういったふうにこの耐震強度の調査の中での見積もり、だいたいどの程度見込んでいるのか、耐震強度がまだかなり進んではないけれども、一応見通しとしてどんな感覚で持っているのかこれをひとつお尋ねを致します。

それから2点目が校内で起きた障害事故等に対する対応について。まあここに一応借りてきたわけですが。

災害報告書というの、これ入野小学校から回してきた災害報告書。これ委員会に回っていると思うんですが。

災害発生の状況、この災害発生の状況については、簡単に一部省いて説明を申し上げますと、同級生に両足を引っ張られて床に落ちる。その際に胴体を打ち、後で頭を強く打つたということと、そしてまあそのときにどう処置をしたのか。応急処置からこういうに取った内容については、まあ頭を触ったと。泣きよるので頭を触ってみた。場所、頭を触って場所を確認する。打ったところの場所を確認。他に痛いところはないというので、様子を見る。その後2人にその後の状況について聞き引っ張った子供を指導する。いう内容の、事故直後の報告書。それから議会に提出をされた内容の中で同じ内容のものが、加害者をAとして、被害者をBとして申し述べますが。Bは左手、腕から落ちる。左側の背中と頭、左側面を打った、ということが分かった。それでAにも確認をすると、そうじゃったかということで確認をとったと。んでまあ、担任が痛がる個所を手で触ったり本人にも確かめてみたが、腫れや吐き気もないため軽い打ち身と思った。それでその後も気にかけていたが、本人もいつものように放課後も元気に遊んでいる姿を見てほっとした。校長へ連絡は、校長会で不在のため担任は自分ひとりの判断でそういうことでたいしたことはないだろうと。まあそういう報告。確かにその

とおりであったのか。事実はそのとおりであったのかいうことをまず委員会としてその事が事実なんだという形で受け止めておるのかお尋ねをしたいと思います。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本 勝君）

それでは、竹下議員の耐震強度の調査を行っているが、その財政見積もりは、とのご質問にお答えを致します。

本町における耐震診断につきましては、昭和56年のいわゆる建築基準法改正後に建築をされました、伊田、上川口、南郷小学校、以外の8校が耐震診断の対象となっております。18年度までに第1次診断が終了をし、19年度から耐震2次診断を行っております。この2次診断につきましては19年度に三浦小学校校舎を実施を致しております。本年度は佐賀小学校と佐賀中学校、および入野小学校3校の校舎を実施するための予算化をしておりますけれども、昨日の教育長の答弁にもありましたけれども、残りについても前倒しをして実施をすると、いう予定になっております。

耐震2次診断に要する経費につきましては、19年度に実施をしました三浦小学校につきましては、204万7,500円となっております。これはただし校舎の規模にもよりますので、金額についてはかなり変わってくると思います。この三浦小学校を例にしますと、耐震診断結果後の補強工事計画の算定費用、これと全国の平均単価、これが24,900円。これ1平米あたりですけれども。これで算定をしました補強工事費用、さらに実施設計費用の3パーセントを加え、19年度に実施済みの2次診断の費用を含めると、総額が、これ概算ですけれども4,400万ということになります。ただし、三浦小学校におきましては、土地の浮動沈下が起こっておりまして、基礎地盤工事を実施をすれば、経費はさらに増大をしてきます。また、三浦小学校は診断結果のIS値が0.31となっております、国の補助率かさ上げの対象、いわゆる0.30未満には該当しません。このため、国の補助率は2分の1ということになります。

三浦小学校を例にしましたけれども、いずれに致しましても、議員ご質問の財政面を含めまして、今年度の診断結果をみまして、町全体の補強、あるいは改築をどのようにするかということの検討をしていくことになると思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

それでは、カッコ2番についてお答えを致します。

学校から教育委員会の方に報告がありまして、その内容の中に、学校報告の処置の中で、担任が痛がる個所を手で触ったり、本人にも確かめながら見たが、腫れ、たんこぶや吐き気もないため軽い打ち身と思ったという部分があります。この件につきましては、私ども、被害をされた保護者そして児童にも直接お会いをしまして確認をしてきたところであります。その中では児童は、先生は保健室へ連れて行かなかった。児童は頭を打って痛い、こぶもできていた。触られてもいない。児童が保健室へ行きたいと言っても6時間目が始まっているので早く体育館へ行きなさいと言ったというふうに児童ははっきり言っています。これに対して担任は、児童が保健室へ連れて行ってほしいという気持ちをくみ取れなかったということで、保健室へ連れて行かなかったことは事実でありました。そういうことで、最初の認識に甘さがあったということを謝罪をしております。

このようなことから、学校の報告に対して、保護者とその被害を受けた児童は非常に学校に対する不満を抱

いているというふうに感じておるところです。これがどちらが事実であるかということは、教育委員会としては分かりません。

以上であります。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下美佐雄君）

こういった事件がなければ、委員会としてもいろいろ気苦労する必要はないんですけれども、やっぱりこの問題というのはなおざりにできない一つの問題があるんです。で、まあご答弁を受けましたけれども、私が聞いておるのは、一番ここで指摘をしたいのはね、両足をAという加害者が両足を抱え込んで引っ張った。両足を引っ張った。その状態で横向けに落ちるということはあるえないこと。しかも、胴体から落ちて後で頭を強打したと。まあここでは本人が見た状況のようなことで書いてあるのよね。だからそういう点で、報告書はきておりますけれども、ここに議会に出す、提出をする一応報告資料ですから。あるいは委員会に提出する資料ですから、うそ偽りがあってはならないんです。んで、病院の医者診断によりてはこの後頭部を打ってる。横ではない。顔の、ここでは左側の背中と頭左側面。左側の側面。こちらですか。左側の背中と左側面、を打った。いうことですけど、実情はこのまんのけたの状態で落ちて、落ちた個所がいわゆるコンクリートの上。しかも1メートルの高さから落ちてる。その状況を普通の人間なら、こういう状況でこう落ちたんだということが分かっておれば、即座にこれはちょっとひょっとして脳内出血を起こしているかも分からない。あるいはこれはもう緊急な大事を取って救急車を呼んで病院へ運ぶと。いう手立てをするのが普通の人間、常識で考えで。ところがそういう感覚がまったくないんです。そのまったくそういった、どこでどういう状態でいわゆる危機管理の観点から、どういう状況でどうなったのかということを問いただし、あるいは調べて本当に、ああこれは大変だという状況の判断をする教師ならすぐに救急車を呼んで病院へ運ぶのが筋道。ここで、放課後にも元気に遊んでいる姿を見てほっとしたと。そのほっとするような気配りで、本当に子どもに対応しておったんだったら、おそらくもうすでに病院へ運んでレントゲン写真を撮ったりいろんなことをとったり。まだレントゲン撮ったりだけでは分からないから、まあ一応命に別状はないだろうということは分かっても、後でいろいろなこういう事故というのは、頭を強く強打した場合には、いわゆる後遺症というのは出てくるわけですから。そういうことをいわゆるこの判断をしなきゃならん。そのことがまったくここで触れられてない。まあ軽い状況であったからということで、これはまあ保護者からの申し立てで学校に対して災害報告書を見せられた段階で、もっと事実をはっきり明確にして欲しいと。これではちょっとおかしいんじゃないか。事実とだいぶ違うんじゃないか、いうことで災害発生の状況を具体的にもっと示して欲しい。これは手すりに腰を置かれて座る。そのときに両足を引っ張って落下をした。そのときに応急処置や医療機関への移送など災害発生に対する学校側にとった処置状況があればということであるけれども、それらも頭を触って打った場所を確かめたけれども、別に異常はなかった。後頭部について、後頭部に触っていない。まったく打ったところには触っていない。他に痛いところはないかというのでありますが、頭が痛くてふらふらしているから、担任にその養護の室へ連れて行ってくれ言うてもそれも受け付けらった。いうことが私これ事実だろうと思うんですよ。この報告書を見て判断する中で。だからそのことをやっぱりきちっと委員会として、もう一度やっぱし確かめて欲しい。実はあんた何にもしていないんじゃないか。子どもの言い分も取り上げて聞いてないんじゃないか。本当にこれは軽い怪我の状態であったのか。そういう判断で見る状態、そういう状態の感じられるような状況であったのか。これは率直に言うけれども、まあ死に至ってないからね。死亡してない。そのときに死亡してない。おそらく、場合によっては死亡に至る状況であつただろう。1メートルから、この1メートルくらいの高さか

ら、手も何もつかずに、ただのけんなつてこの後頭部を強打するということについては、これは内出血がなかったから一応死に至るような状況ではなかったけれども、突起物でもあったらこれ、もう完全な死に至る状態。角っこでもあった場合。それが平均して頭打っておる状態ですから、まあむち打ち症ということと、そのむち打ちが軽い系列のもんじゃないんです。むち打ち症で結局交通事故でむち打ち症を起こして、それで脳内の髄液がもれて、いわゆるその頭痛やそういうめまいとか、そういうことに悩まされている方は全国でたくさんいるわけですから。そういう内容の状況について、この報告書というのは、私これはね学校のでたらめである。でたらめな報告。担任の教師の申し上げている内容というのはでたらめの内容じゃないか。そこに一番私は大きな問題を抱えていると思う。議会に提出をする文書に、公文書に、この報告の中に虚偽があつてはならないんです。少なくとも委員会に提出する文書の中にそういった偽りのただ自分の責任逃れの文書報告になっている。そういうふうに私は思うんです。だからもういっぺんやっぱ委員会として調査する必要があるんじゃないか。どうですか。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

お答えを致します。

先ほど言いましたように、私どもと致しましては、保護者そして子どもさんにお会いをしてお聞きをしました。そのあと帰りまして、日を改めまして学校および、校長それから養護教諭、そして担任を呼んで確認をしたところでありますけれども、担任は先ほど言ったようなことであります。

従いまして、これ以上、私たちも現場にいないというふうな状況の中で学校がうそ、あるいは子どもさんがそのように訴えていることがですね、事実と違っていると。そのようなことはですね、なかなか判定がしにくいというふうなことでありますので、今後まあ話をしたとしてもこれから変わることはないのではないかというふうに思っております。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

非常にまあ、教育長に対してはあんまり心配はかけたくないんですけれども、明らかにね、明らかに虚偽の報告をしている。私はそう断定をしておるんです。だから私は私なりに今度学校へ行って個人的に調査をしたいと思ひます。

なお、県の教育委員会、それから中村教育事務所あたりにも伺うて、いったいこの内容をどういうふうに受け止めているのか。実際具体的な内容を調査をしていく中で、明らかにしていきたいと思うんですが。まあこれ教育委員長の方に最後の質問でお伺いをしたいと思います。私が指摘している内容をもう一度委員会として学校の現場調査をやってくれませんか。ひとつそういう内容で明らかにして欲しいんですよ。まあこれはこんな内容が事実としてこれからもやっぱり学校運営がこんな形でやられると、これからの子どもたちというのは本当に学校にこういう形の先生がいるんではやね、はっきり言ってこれは小学校の問題、その小学校自体に対する不信がますます募ってくると思うんです。学校側としては。まあ校長の、校長そのものも、やっぱしこれは部下の内容であるが、何でこの教師をかばわないかんのか。なぜかばう必要があるのかという疑問も私持っておるんです。もっとこれきちっとせな。こういう教師を抱えることによって、やっぱし委員会そのものも不信になんかを買うようになる。委員会に対する信頼。なんでもないことに対して責任を追及される。その点をやっぱし心配するわけです。これはまあ私は個人的にも追求します。はっきり言って。も

しそれが私の指摘した内容のときにはこれは大変なことになると思うんですよ。まあそのことをひとつもういっぺんお伺いを致します。

議長（小永正裕君）

教育委員長。

教育委員長（生駒 進君）

竹下議員の質問にお答えを致します。

私は別に学校の報告が間違うちょうとか、うそ言うちょうとかそのようには取っていません。やっぱ学校から報告して教育長にきた以上は、それは学校から正しくきてると思って委員会としては、いろいろな処置をとりましたが、竹下議員がそのように心配されるのでしたら、もう一度学校も呼んでまた再度、教育長も交え話し合いをしたいと思います。

16 番（竹下英佐雄君）

これで終わりますが、まあぜひそういうことで、もういっぺん正すべきところはやっぱり正してください。それをせんとねえ今そのこの被害者だけのやっぱりこの現場不信ということだけでなく、実際のところこの今の4年生の児童生徒の父兄保護者全体からね、やっぱしその不信を抱かれているということですから。だからまあ私は自分の申し上げたことは確信を持っておりますので、ひとつよろしく願ひします。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで竹下英佐雄君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16 時 06 分